

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

○埼玉県知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類 (学 事 課)	二	○県指定統計調査の指定を受けたものとみなすことに係る告示 (統 計 課)	三	○財務会計・旅費システム用パーソナルコンピュータ等の賃貸借に関する入札公告 (総務事務センター)	三	○政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示 (入札審査課)	五	○埼玉県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示 (温暖化対策課)	六	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定 (社会福祉課)	一三	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出 ( " " )	一四	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の辞退の届出 ( " " )	一五	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の廃止の届出 ( " " )	一五	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 ( " " )	一三	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出 ( " " )	二四	○里親取扱規程の一部を改正する告示 (こども安全課)	二五	○土地、建物及び附帯施設等の売却いに関する入札公告 (勤労者福祉課)	三〇	○平成二十一年度前期技能検定の実施 (産業人材育成課)	三二	○平成二十一年度随時実施技能検定の実施 ( " " )	三四	○種足野通川土地改良区の役員就任届 (加須農林)	三五	○種足野通川土地改良区の役員就任届 ( " " )	三五	○測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)	三五	○ " " ( " " )	三五	○廃川敷地等の公示 (一級河川黒目川) (河川砂防課)	三六	○廃川敷地等の公示 (一級河川新河岸川) ( " " )	三六	○経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等に関する告示 (建設業課)	三六	○草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)	三六	○草加都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧 ( " " )	三六	○埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示 (開発指導課)	三六	○県道さいたま鳩ヶ谷線の供用の開始 (さいたま県土)	三七	○県道吉場安行東京線の区域の変更 ( " " )	三七	○県道吉場安行東京線の供用の開始 ( " " )	三八	○県道越谷鳩ヶ谷線の区域の変更 ( " " )	三八	○県道越谷鳩ヶ谷線の供用の開始 ( " " )	三九	○県道朝霞蔵線の区域の変更 (朝霞県土)	三九	○県道ふじみ野朝霞線の区域の変更 ( " " )	三九	○県道朝霞蔵線の供用の開始 ( " " )	四〇	○県道ふじみ野朝霞線の供用の開始 ( " " )	四〇	○県道保谷志木線の区域の変更 ( " " )	四一	○県道保谷志木線の供用の開始 ( " " )	四一	○県道吹上停車場線の供用の開始 ( " " )	四一
---	---	--------------------------------------	---	--	---	--	---	-----------------------------------	---	--	----	--	----	---	----	--	----	---	----	--	----	----------------------------	----	------------------------------------	----	-----------------------------	----	-----------------------------	----	--------------------------	----	---------------------------	----	-----------------------	----	---------------	----	-----------------------------	----	------------------------------	----	--	----	-----------------------------------	----	--	----	---------------------------------	----	----------------------------	----	--------------------------	----	--------------------------	----	-------------------------	----	-------------------------	----	----------------------	----	--------------------------	----	-----------------------	----	--------------------------	----	------------------------	----	------------------------	----	-------------------------	----

○北本県土	四一	○熊谷県土	四八
○県道鴻巣桶川さいたま線の供用の開始	四二	○一般国道二百五十四号の区域の変更	四九
○県道さいたまふじみ野所沢線の区域の変更 (川越県土)	四二	○一般国道二百五十四号の供用の開始	四九
○県道青梅秩父線の区域の変更 (飯能県土)	四三	○県道中瀬普濟寺線の供用の開始	四九
○県道青梅飯能線の区域の変更	四三	○県道本庄妻沼線の供用の開始	五〇
○県道青梅飯能線の供用の開始	四四	○県道葛飾吉川松伏線の供用の開始	五〇
○建築協定	四四	○越谷県土	五〇
○一般国道四百七号の区域の変更 (東松山県土)	四四	○県道吉場安行東京線の区域の変更	五一
○県道行田東松山線の区域の決定	四五	○県道川口草加線の区域の変更	五一
○県道高坂上唐子線の区域の決定	四五	○県道下早見菖蒲線の区域の変更 (杉戸県土)	五一
○開発行為に関する工事完了公告	四五	○県道蓮田杉戸線の区域の変更	五一
○一般国道二百五十四号の区域の変更 (熊谷県土)	四六	○駐車監視員資格者講習の実施 (交通指導課)	五二
○一般国道二百五十四号の供用の開始	四七	○政治資金規正法に基づく政治団体の設立 (選管委)	五四
○県道広木折原線の区域の変更	四七	○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動	五四
○県道熊谷寄居線の区域の変更	四七	○政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨	五六
○県道熊谷寄居線の供用の開始	四八	○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定	六〇
○県道熊谷寄居線の区域の変更	四八	○政治資金規正法に基づく資金管	六〇

○理団体の届出事項の異動 (選管委)	六〇	○埼玉県公安委員会規則第2号中訂正 (地域課)	六一
○政治資金規正法に基づく資金管	六〇		

告示

埼玉県告示第四百七十七号

私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第二十六条第二項の規定に基づき、学校法人(同法第六十四条第四項の法人を含む。)の行うことのできる収益事業の種類を次のように定め、平成二十一年四月一日から施行する。

平成十二年埼玉県告示第千六百四十四号(埼玉県知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類について)は、平成二十一年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

第一 私立学校法第二十六条第一項の規定により埼玉県知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業(当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。)は、第二に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- 正誤
- 埼玉県公安委員会規則第2号中訂正 (地域課) 六一
- 一 経営が投機的に行われるもの
  - 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条各項(第二項及び第三項を除く。)に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
  - 三 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの
  - 四 自己の名義をもって他人に行わせるもの
  - 五 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
  - 六 その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの
- 第二 収益事業の種類は、日本標準産業分類(平成二十一年総務省告示第百七十五号)に定めるもののうち、次に掲げるものとする。
- 一 農業、林業
  - 二 漁業
  - 三 鉱業、採石業、砂利採取業
  - 四 建設業

五 製造業(「武器製造業」に関するものを除く。)

六 電気・ガス・熱供給・水道業

七 情報通信業

八 運輸業、郵便業

九 卸売業、小売業

十 保険業(「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。)

十一 不動産業(「建物売買業」、土地売買業」に関するものを除く。)、物品賃貸業

十二 学術研究、専門・技術サービス業

十三 宿泊業、飲食サービス業(「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「パル、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。)

十四 生活関連サービス業、娯楽業(「遊戯場」に関するものを除く。)

十五 教育、学習支援業

十六 医療、福祉

十七 複合サービス事業

十八 サービス業(他に分類されないもの)

第三 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名

称を例として具体的に記載するものとする。

埼玉県告示第四百七十八号

埼玉県統計調査条例(平成二十年埼玉県条例第六十号)附則第二項の規定により、同条例第二条第二項の規定により指定を受けたものとみなされる県指定統計調査は、次の表のとおりとし、平成二十一年四月一日から施行する。

昭和四十四年埼玉県告示第六百八十九号(埼玉県指定統計調査の指定については、平成二十一年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

名称	目的
埼玉県町(丁)字別(丁)字別人口調査	市町村の町(丁)字別の年齢別及び男女別人口を明らかにし、県行政の適切な運営に資すること。
賃金実態調査	県内の民間企業に働く労働者の賃金の実態を明らかにし、県労働行政の適切な運営に資すること。

埼玉県告示第四百七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量  
財務会計・旅費システム用パーソナルコンピュータ等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の様式等  
入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間  
平成21年8月1日(土)から平成25年12月31日(火)まで。ただし、平成22年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所  
埼玉県総務部総務事務センター所長が指定する場所

(5) 入札方法  
本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送も認める。落札者の決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1052号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 公告日から開札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から開札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力

団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

(6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合  
入手手順は、次のとおり。

(ア) 埼玉県ホームページを開く。

(イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

(ウ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入口」を選択する。

(エ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(オ) 調達機関名は「埼玉県」を選択する。

(カ) 部局名は「総務部」を選択する。

(キ) 課所名は「総務事務センター」を選択する。

(ク) 「物品等」を選択する。

(ケ) 「1 発注情報の検索」を選択する。

(コ) 検索ボタンをクリックする。

(サ) ダイアログボックスの「OK」を選択する。

(シ) 本入札案件を選択する。

イ 紙媒体での入手を希望する場合

下記(2)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をするなど)。

(2) 紙媒体の入札書を郵送する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部総務事務センター文書管理システム担当 木下 俊夫、菊池 まり 電話048-830-2298(直通)

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階 システム管理課分室

イ 日時

平成21年4月7日(火) 午後2時

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年5月14日(木) 午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年5月13日(水) 午後5時まで  
書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県総務部総務事務センター

イ 日時

平成21年5月14日(木) 午前11時

なお、開札への立会いは、不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項



この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書(添付書類を含む。)を次のいずれかの方法で平成21年4月17日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

同システムから確認申請を行うこと。ただし、添付書類については、郵送又は持参による提出を認める。この場合の提出先は上記3(2)の提出場所とし、郵送による場合は書留郵便によること。

イ 紙媒体の入札書を郵送する場合

上記3(2)の提出場所に、書留郵便により提出すること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required :

Lease of notebook personal computer equipments for the Financial Accounting and Travel Expense Systems.

(2) Deadline for Submissions :

By electronic bidding system : 10 : 00 a.m., May 14, 2009

By registered mail : 5 : 00 p.m., May 13, 2009

(3) Contact Information :

Computerized Administration Center (Document Management System),

General Affairs Department, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawaku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2298



埼玉県告示第四百八十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設

工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約(以下これを「建設工事の請負等の契約」という。)のうち、平成二

十一年度において県が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等

について、次のとおり定めた。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 一般競争入札に参加する者に必要な資格

建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定(以下「認定」という。)を受け、被認定者名簿に記載された者とする。

二 認定を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

イ 地方自治法施行令第六十七條の四第一項の規定に該当する者

ロ 埼玉県財務規則(昭和二十九年埼玉県規則第十八号)第九十一條の規定により、県の一般競争入札に参加させないこととされた者

ハ 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成六年埼玉県告示第千八百八号)第十四條第一項第四号若しくは第五号又は同條第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者

ニ 入札公告日以後入札日までに、埼玉県建設工事等暴力団排除措置要綱(平成八年四月一日施行。土木部長決裁)に基づく指名除外の措置を受けている期間がある者

ホ 入札公告日以後入札日までに、埼玉県建設工事等の契約に係る指名停

止を受けることができない者

二 認定を受けることができない者

二 認定を受けることができない者

二 認定を受けることができない者

止等の措置要綱(昭和六十年四月一日施行。土木部長決裁)に基づく指名停止の措置を受けている期間がある者

へ 建設工事の請負契約にあっては、次のいずれかに該当する者

(1) 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の規定による許可を受けていない者

(2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていない者

ト 測量業務の委託契約にあっては、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者

チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあっては、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三

条第一項の規定による登録を受けていない者

リ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適合であると認める者

三 認定を受けるための要件  
認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。

イ 建設工事の請負契約にあっては、入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値

ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高

ハ 自己資本額

四 認定申請の方法及び資格の有効期間  
入札公告において定める。

埼玉県告示第四百八十一号

平成十一年埼玉県告示第千五百八十八号(埼玉県環境影響評価技術指針の改定について)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。  
平成二十一年三月三十一日

第一の三(一)カ(ア)に次のただし書を加える。

埼玉県知事 上田清司

ただし、複数の環境影響要因が同時に存在する場合には、単独の

環境影響だけでなく、関係するすべての環境影響要因による環境影響を合成して最大となる時期、期間又は時間帯とする。

第一の三(一)キ中(ウ)と(イ)と(ロ)と(ハ)と(ニ)と(ホ)との加える。

(フ) 予測において、複数の環境影響要因による環境影響を合成した場合は、評価も合成したものに基つて行うこと。

第一の三(一)ク(イ)と(ロ)と(ハ)と(ニ)と(ホ)と(ヘ)と(ト)と(チ)と(リ)との加える。  
第一の四(四)中「追加措置の検討」や「追加措置の実施」並びに「追加措置その他の必要な方針を検討する」や「を究明し、追加措置を実施する」に於ける「事業者等は、事後調査の結果及び環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合に於ては、その原因、追加措置その他必要な方針の検討結果を明らかにすることができるよう整理するものとする。」を施す。

第一の別表一 中

騒音・低周波音 騒音・低周波音	騒音 騒音	騒音 騒音	騒音 騒音	騒音 騒音	騒音 騒音	騒音 騒音	騒音 騒音	騒音 騒音
--------------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

を

騒音・低周波音	騒音 騒音	騒音 騒音	騒音 騒音	騒音 騒音	騒音 騒音	騒音 騒音	騒音 騒音	騒音 騒音
---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

を

温度効果ガス オゾン層破壊物質	温度効果ガス オゾン層破壊物質	温度効果ガス オゾン層破壊物質	温度効果ガス オゾン層破壊物質	温度効果ガス オゾン層破壊物質	温度効果ガス オゾン層破壊物質	温度効果ガス オゾン層破壊物質	温度効果ガス オゾン層破壊物質	温度効果ガス オゾン層破壊物質
--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

を

に改め、同表の備考に次の二号を加える。

- 8 温度効果ガスとは、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に規定する温室効果ガスとする。
- 9 オゾン層破壊物質とは、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号)第2条第1項に規定する特定物質とする。



第一の別表二一四中

質 (重要な地形及び地質を含む。)										質 (重要な地形及び地質を含む。)									
騒音・低周波音										騒音・低周波音									
騒音										騒音									
低周波音										低周波音									
温室効果ガス										温室効果ガス									
温室効果ガス										温室効果ガス									
に定める。										に定める。									
粉じん										粉じん									

第一の別表二一五中

質 (重要な地形及び地質を含む。)										質 (重要な地形及び地質を含む。)									
騒音・低周波音										騒音・低周波音									
騒音										騒音									
低周波音										低周波音									
温室効果ガス										温室効果ガス									
温室効果ガス										温室効果ガス									
に定める。										に定める。									
粉じん										粉じん									



<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量									<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
浮遊物質									<input type="checkbox"/>			
窒素及びリン										<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量										<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
浮遊物質										<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
窒素及びリン										<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

水素イオン濃度										<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
溶存酸素量												
その他の生活環境項目												
健康項目等											<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

水素イオン濃度											<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
溶存酸素量												
その他の生活環境項目												
健康項目等											<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

地下水の水位及び水脈												
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

地下水の水位及び水脈												
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

地形及び地質 (重要な地形及び地質を含む)												
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

地形及び地質 (重要な地質を含む。)												
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

地形及び地												
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

景観資源 史的景観 眺望景観												
----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(自然的景観資源及び歴史資源)												
-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

景観資源 (自然的景観資源及び歴史景観資源)												
眺望景観												

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
温室効果ガス												

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
温室効果ガス												

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
温室効果ガス												

6: 公共用水域に排水する場合」に定める。

第一の別表二一六中	粉じん											
-----------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
騒音・低周波空気振動												

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
騒音	低周波空気振動											





を	温室効果ガス					○	○	○	○	○
	に改める。									

第一の別表三十一中

粉じん						
-----	--	--	--	--	--	--

じん	○	○	じん	騒音・低 周波音 振動	騒音	低周波音 空気振動
	○	○				

を	騒音・低周波音		地形 を
	騒音	低周波音	

及び地質（重要な地形及び地質を含む）

地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）

を	温室効果ガス					○	○*2
---	--------	--	--	--	--	---	-----

を	温室効果ガス					○	○	○	○	○
---	--------	--	--	--	--	---	---	---	---	---

第一の別表三十一中

粉じん						
-----	--	--	--	--	--	--

を	騒音・低周波音					騒音	低周波音
	騒音	低周波音	騒音	低周波音			

を	騒音・低周波音		騒音	低周波音
	騒音	低周波音		

地形及び地質（重要な地形及び地質を含む）

地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）

を	温室効果ガス					を	温室効果ガス
	○	○	○	○	○		

第一の別表四に次のように加える。

を	温室効果ガス					を	温室効果ガス
	○	○	○	○	○		

埼玉県希少野生動物植物の種の保護に関する条例 希少野生動物植物保護区

第一の別表五環境への負荷の低減を旨として留意されるべき事項の項記載事項の欄に次のように加える。

3 温室効果ガスの吸収源整備に努めること。

第一の別表六環境への負荷の低減を旨として留意されるべき事項の項基本事項の欄に次のように加える。

4 温室効果ガスの吸収源整備に努めること。

第二の別表「低周波音」及び「騒音対策」について

第三の別表「臭気指数の算定の方法」及び「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」について

また、事業特性に応じ、工事中において除去する既存工作物中の温室効果

また、事業特性に応じ、工事中において除去する既存工作物中の温室効果

また、事業特性に応じ、工事中において除去する既存工作物中の温室効果

ガス及びオゾン層破壊物質の法令に基づく回収状況を調査する。  
 第二の二十(三)ア(イ)に次のように加える。  
 。 温室効果ガス吸収源整備による吸収量  
 第二の二十(三)イ中「予測」を「排出量の予測」及び「生産」を「生産等」に改め、  
 同イに次のように加える。  
 また、吸収量の予測に当たっては、新たに行う植林による二酸化炭素吸

収量の増加分及び森林伐採による二酸化炭素吸収量の減少分を明らかにする。  
 第二の二十(三)ウ中「及び電力使用計画等」を「、電力使用計画、植林計画、伐採計画等」に改め、同(四)イ中「排出抑制等」を「排出抑制、事業地内外での吸収源整備等」に改める。

埼玉県告示第四百八十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十一指定医療機関

五条において準用する場合を含む。)の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施設を担当する施術者として、次の者を指定した。  
 平成二十一年三月三十一日  
 埼玉県知事 上田 清司

名 称	開 設 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団なおき会 直樹クリニック	医療法人社団なおき会	川口市榛松一―一五	平成二十一年一月一日
医療法人泰一會 所沢リウマチ・スポーツクリニック	医療法人泰一會	所沢市日吉町九―二二いせきビル三F	平成二十一年二月十日
メンタルクリニックむさしのもり	医療法人弘心會	狭山市入間川二―五―七メディカルプラザ三〇二号	平成二十一年二月六日
水野 野 医 院	水野 和 枝 謙	草加市栄町三―九―一九	平成十八年一月一日
草加脳神経外科クリニック	林 謙	草加市栄町二―一―三三ストーク草加二番館一F	平成二十一年三月二日
医療法人千杏会しらみず産婦人科クリニック	医療法人千杏會	越谷市上間久里一〇五〇	平成二十一年二月二十五日
たなか整形外科クリニック	田 中 秀 和	志木市幸町四―三―一八	平成二十一年三月二日
オ リ ー プ 歯 科	永 野 和 彦	所沢市緑町二―一―三北村ビル三F	平成二十一年二月二日
彩央 歯科クリニック	医療法人社団誠良會	鴻巣市中井一―六―五 丸和MCビル二階	平成二十一年二月二日
す ず き 歯 科 医 院	鈴木 哲 朗	富士見市勝瀬一―六九―一	平成二十一年三月二日
医療法人一九会 ロータス歯科クリニック	医療法人一九會	蓮田市東三―七―四	平成二十一年二月一日
新 井 歯 科 医 院	新 井 邦 行	幸手市戸島三三三―一	平成二十一年二月一日
お お ば 歯 科 医 院	大 場 亮 輔	ふじみ野市緑ヶ丘二―一三―一	平成二十一年三月六日
ふ く し ま 歯 科	福 島 俊 郎	北葛飾郡鷺宮町桜田一―二―一三	平成二十一年二月十日
ま え の 薬 局	有限会社タウンメディカル	川口市東本郷九〇六―一	平成二十一年一月一日



二 指定施術者

あおぞら薬局	有限会社アサヒ調剤薬局	秩父市本町五―一	平成二十一年三月一日
のぞみ薬局東狭山ヶ丘店	ケイズ株式会社	所沢市東狭山ヶ丘―一五九―一三―一〇二	平成二十一年三月二日
あじさい薬局	株式会社パルオネスト	入間市扇台三―五―一七	平成二十一年三月二日
三原薬局	株式会社健晴	朝霞市三原三―一―二八	平成二十一年二月一日
ファミリーマライズ薬局八潮店	ファミリーマライズ株式会社	八潮市古新田八九四―一	平成二十一年三月二日
ポプラ薬局三芳店	株式会社日本アポック	入間郡三芳町北永井八九二―一八	平成二十一年三月二日
おがわまち薬局	株式会社クローバ薬品	比企郡小川町大塚三―一八	平成二十一年二月一日
けやき薬局	宮本地質コンサルタント株式会社	比企郡小川町大塚一―八二	平成二十一年二月一日
薬局あかはま	有限会社アルファメディカル	大里郡寄居町赤浜九六三―一	平成二十一年三月二日

氏名	住所	施設			指定年月日
		名称	所在地	所在地	
一条誠	大里郡寄居町寄居九八三―一	鈴喜接骨院	上尾市上尾村二一九九―三	平成二十一年一月五日	
関根隆夫		関根整骨院	北本市北本三―一六〇―一 大塚マンション一〇三	平成二十一年二月十六日	
新井清浩		吉見接骨院	比企郡吉見町大和田七四一	平成二十一年一月十四日	
笹岡英夫		名倉整骨院	児玉郡美里町阿那志二七七―六	平成二十一年二月十八日	
岡田恵子		岡田指圧整骨院	北葛飾郡栗橋町伊坂六五四―二 二四街区九	平成二十一年二月十八日	
穴澤順		株式会社ふれあい在宅マッサージ	さいたま市緑区中尾九六三―三―一〇一	平成二十一年二月二日	
坂本耕一		坂本治療院	上尾市泉台一―一九―七―一〇五	平成二十一年二月十八日	
篠原裕之		アール・エス・ピー・インターナショナル株式会社東京在宅サービス	吉川市保一―二四―五みのりマンション一〇七	平成二十一年三月三日	
八木義行			東京都新宿区新宿一―五―四マイクガーデン二〇一	平成二十一年二月二十五日	
鳥羽慎平				平成二十一年二月二十五日	

埼玉県告示第四百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後
小島小児科医院	所在地	春日部市備後立野一九〇九―三	春日部市備後東三―一―一五

有限会社 イタクラ薬局 医療法人荘仁会 荘レディスクリニック	所在地	春日部市備後六三五一 一四	春日部市備後東八一四 七一
名 称	医療法人荘仁会 荘産 婦人科	医療法人荘仁会荘レデ イスクロニック	

二 指定施術者

氏 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮田 敏宏	所在地	東京都足立区千住一 一八―九―一F	さいたま市中央区下落 合二―三― 一三―一F
宮田 敏宏	称	あおぞら整骨院	エム整骨院
木原 正徳	称	ワイズ川越整骨院	鍼灸整骨院すみれ

埼玉県告示第四百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
竹越 医院	秩父市上町一―六―七	平成二十一年 二月二十三日

埼玉県告示第四百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の

円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十一年三月三十一日

一 指定医療機関

埼玉県知事 上田清司

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
柳川 医院	羽生市加羽ヶ崎二七―一	平成二十一年 二月 十七日
大塚 歯科医院	越谷市越谷本町一―一九	平成二十一年 三月 四日
成 瀬 医 院	越谷市蒲生茜町六―一	平成二十一年 三月 四日
岩 崎 医 院	越谷市蒲生旭町一〇―一	平成二十一年 三月 四日
エムズパール薬局	越谷市瓦曾根三―七―三三	平成二十一年 三月 四日
青木 歯科医院	越谷市西方三四〇―一九	平成二十一年 三月 四日
赤山町 医院	越谷市赤山町二―二三八―四	平成二十一年 三月 四日
せんげん 台	越谷市千間台西一―九―五	平成二十一年 三月 四日
高橋 歯科医院	越谷市千間台東一―一〇―六	平成二十一年 三月 四日
あさひ薬局越谷店	越谷市千間台東六―五	平成二十一年 三月 四日
関クリニク	越谷市袋山一―二―二	平成二十一年 三月 四日
碓井 歯科診療所	越谷市袋山二―七六―二	平成二十一年 三月 四日
浅野 内科医院	越谷市袋山二〇四七―二	平成二十一年 三月 四日
大成 薬局	越谷市袋山二〇五〇―一ニート	平成二十一年 三月 四日
テン・薬局	越谷市大澤三―二二―一	平成二十一年 三月 四日
大 袋 薬 店		
医療法人仁誠会		
仁誠クリニック		

飯野 歯科	越谷市大澤三四三九一	平成二十一年	三月	四日
小島薬局 東越谷店	越谷市東越谷五二二二一	平成二十一年	三月	四日
吉武 歯科	越谷市南越谷一〇一八	平成二十一年	三月	四日
飯島仁生堂越谷店	越谷市南越谷一〇三二一八	平成二十一年	三月	四日
中山小児歯科	越谷市南越谷四一五二文化エ	平成二十一年	三月	四日
矯正歯科医院	ステートビル二〇一	平成二十一年	三月	四日
ローザ薬局	越谷市弥十郎五九二二二	平成二十一年	三月	四日
わかば 歯科	桶川市下日出谷四四八一一 桶川農協ビル三F	平成二十一年	三月	十二日
三共薬局	桶川市鴨川一四一一二	平成二十一年	三月	十二日
ノーベルデンタル	桶川市若宮一〇二一六伸光ビル一F	平成二十一年	三月	十二日
ククリニック	桶川市若宮一〇二一六伸光ビル二F	平成二十一年	三月	十二日
わかみや 医院	桶川市若宮一〇七一五	平成二十一年	三月	十二日
藤田 歯科	桶川市若宮一〇一三	平成二十一年	三月	十二日
医療法人社団 三進会	桶川市寿町一〇一五矢島ビル	平成二十一年	三月	十二日
サンワ歯科クリニック	二階	平成二十一年	三月	十二日
ひまわりクリニック	桶川市末広二二二二二〇	平成二十一年	三月	十二日
花崎 歯科	加須市花崎北一〇一三	平成二十一年	三月	十三日
松本歯科医院	加須市花崎北一一九二二	平成二十一年	三月	十三日
野中歯科医院	加須市外野二八六	平成二十一年	三月	十三日
真中歯科医院	加須市中央二八一一二〇	平成二十一年	三月	十三日
内田歯科医院	加須市本町四一三	平成二十一年	三月	十三日
古山 歯科	吉川市関七五五七七	平成二十一年	三月	十二日

松井 医院	吉川市吉川一五二二	平成二十一年	三月	十二日
木村歯科医院	吉川市保一三三七二ツタダレ	平成二十一年	三月	十二日
狭山歯科医院	狭山市鶴ノ木三三二二三	平成二十一年	三月	三日
狭山台小児科内科	狭山市狭山台一七七三	平成二十一年	三月	三日
ククリニック	狭山市上広瀬一七九八一	平成二十一年	三月	三日
海堂診療所	狭山市新狭山二一四一〇新	平成二十一年	三月	三日
医療法人社団康成会	狭山ビル三階	平成二十一年	三月	三日
新狭山北口クリニック	狭山市新狭山二一六五二	平成二十一年	三月	三日
有限会社 昭和薬局	狭山市新狭山二一九二四	平成二十一年	三月	三日
有限会社 はら薬品	狭山市水野五六七一一	平成二十一年	三月	三日
株式会社 門川薬局	狭山市東三ツ木向一〇二一一	平成二十一年	三月	三日
入曾 店	六	平成二十一年	三月	三日
新狭山林原歯科医院	狭山市入間川一〇六一四	平成二十一年	三月	三日
あすか薬局 狭山	狭山市柏原二八八八五	平成二十一年	三月	三日
柏原 内科	狭山市柏原字北本宿一一五八一	平成二十一年	三月	三日
医療法人社団仁明会	一	平成二十一年	三月	三日
新狭山大橋歯科医院	熊谷市榎町一四一	平成二十一年	二月	二十五日
荒井 医院	熊谷市銀座二二二三 ニット	平成二十一年	二月	二十五日
第二野上デンタル	熊谷市今井字沼田一四四八	平成二十一年	二月	二十五日
ククリニック	熊谷市妻沼一四二〇	平成二十一年	二月	二十五日
高井 医院	熊谷市新堀三一一	平成二十一年	二月	二十五日
坂田 医院	熊谷市大原三二五三三六	平成二十一年	二月	二十五日
医療法人 人	熊谷市大原三二六一一	平成二十一年	二月	二十五日
おおい内科				
日新薬局大原店				
聖ヨゼフクリニック				

奉仕堂ヤノ薬局	株式会社 栗原弁天堂	つくばメンタル	杉田 医院	八木 医院	高野 医院	医療法人 小久保	整形外科病院	グリーン薬局	東 歯科 医院	遠藤 歯科 医院	幸手 調剤薬局	木村産婦人科医院	医療法人めぐみ会	ゆり歯科クリニック	鴻巣中央歯科室	医療法人 社団	関口歯科クリニック	森 整形 外科	加 部 医 院	鳥海産婦人科医院	稲留 歯科 医院	有限会社 坂戸薬局	東坂戸 団地店			
熊谷市筑波一―一六六	熊谷市筑波一―一八〇	熊谷市筑波二―五四	熊谷市飯塚九七八―三	熊谷市肥塚前田中四四―二	熊谷市本町一―一二五	熊谷市末広三―一一八	幸手市幸手五二八五―三	幸手市幸手六五三―三	幸手市幸手団地三―八―一〇三	幸手市中二―一三一―一	幸手市中三―一六―三三	鴻巣市関新田二―二一六―一	鴻巣市大間三―一五―一六ウエ	鴻巣市天神四―三―七 一階	鴻巣市八幡田五三―二	鴻巣市本町四―三―一〇	鴻巣市本町五―一六―一九	坂戸市花影町六―八	坂戸市東坂戸二―八―一〇四							
平成二十一年 二月二十五日	平成二十一年 二月二十五日	平成二十一年 二月二十五日	平成二十一年 二月二十五日	平成二十一年 二月二十五日	平成二十一年 二月二十五日	平成二十一年 二月二十五日	平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 三月 二日	平成二十一年 三月 二日	平成二十一年 三月 二日	平成二十一年 三月 二日	平成二十一年 三月 二日	平成二十一年 三月 十一日	平成二十一年 三月 十一日								

池田 歯科 医院	江 原 内 科	有限会社 鶴ヶ島	中央薬局 坂戸店	厚 生 歯 科	上野 歯科 クリニック	やました 歯科 医院	北坂戸 駅前 歯科 医院	ひかり 薬局	医療法人 社団 健智会	川本 歯科 医院	藤森 歯科 クリニック	杉田 内科 クリニック	薬局 ぐすりの 福太郎	三 郷 駅 前 店	三郷南口 内科 小児科	医療法人 千年会	三郷 戸 張 病院	ねむの木 薬局	駅 前 店	半田 歯科 医院	彦 江 歯 科	三 郷 診 療 所	武蔵野 オリエンタル	クリニッ ク	医療法人 健悦会	志村 整形 外科 医院		
坂戸市日の出町一三一―一	坂戸市日の出町一四―八	坂戸市日の出町一四―八	坂戸市日の出町二―一〇 榎屋ビル	坂戸市日の出町六―三 ガーデン・セルリア	坂戸市日の出町六―三 ガーデンセルリア F	坂戸市末広町一―五	坂戸市薬師町三―二	三郷市さつき平二―一―二―二〇	三郷市戸ヶ崎三―一八〇―四三竹内マンション一〇二	三郷市采女二―一〇二―一	三郷市三郷二―一―五	三郷市三郷二―一―五ウインズビル三 F	三郷市上彦名五九五―一	三郷市早稲田一―三―一〇 K	TT六ビル一階	三郷市半田一〇七四―二	三郷市彦江一―七	三郷市彦成二―三三六	三郷市彦成二―三三六	三郷市彦成三―一一 第一七号棟一〇一								
平成二十一年 三月 十二日	平成二十一年 三月 十二日	平成二十一年 三月 十二日	平成二十一年 三月 十二日	平成二十一年 三月 十二日	平成二十一年 三月 十二日	平成二十一年 三月 十二日	平成二十一年 三月 十二日	平成二十一年 三月 十二日	平成二十一年 三月 十二日	平成二十一年 三月 十二日	平成二十一年 三月 十二日	平成二十一年 三月 十二日	平成二十一年 三月 十二日	平成二十一年 三月 十二日	平成二十一年 三月 十二日	平成二十一年 三月 十二日	平成二十一年 三月 十二日	平成二十一年 三月 十二日	平成二十一年 三月 十二日									

新三郷歯科クリニック	三郷市彦成三―二二〇―二ヒコナリビル二F	平成二十一年三月十一日
岡田薬局	三郷市彦川戸一―二八二―一〇	平成二十一年三月十一日
野口耳鼻咽喉科医院	三郷市彦川戸二―一〇五	平成二十一年三月十一日
熊谷歯科医院	志木市中宗岡四―二一―一四 細田ビル一F	平成二十一年二月二十四日
有限会社 大沢薬局	志木市柏町四―九―二五	平成二十一年二月二十四日
平井歯科医院	春日部市牛島前田一五八七―三	平成二十一年二月二十六日
生協薬局	春日部市小淵三七七―一	平成二十一年二月二十六日
豊春薬局	春日部市上蛭田二六〇	平成二十一年二月二十六日
豊春パールクリニック	春日部市上蛭田深田耕地六四	平成二十一年二月二十六日
春日部市立病院	春日部市大枝八九	平成二十一年二月二十六日
武里診療所	春日部市大場一―一〇―一	平成二十一年二月二十六日
武里歯科医院	春日部市大畑三〇四―一 武里不動産ビル三F	平成二十一年二月二十六日
朝倉歯科医院	春日部市大畑七八―一	平成二十一年二月二十六日
鈴木歯科医院	春日部市大畑三七八―四六	平成二十一年二月二十六日
さつき調剤薬局	春日部市中央一―一〇―一 小関ビル一階	平成二十一年二月二十六日
よつば薬局	春日部市中央一―四八―三	平成二十一年二月二十六日
タナカ調剤薬局	春日部市中央一―四九―一イト ーピア二F	平成二十一年二月二十六日
外島皮膚科医院	春日部市中央一―五二―二	平成二十一年二月二十六日
タナカ薬局	春日部市中央一―九―四 タカモトビル三F	平成二十一年二月二十六日
桑原歯科医院	春日部市中央七―六―一トナンビル二F	平成二十一年二月二十六日
はーと薬局		

金子歯科医院	春日部市粕壁東二―七―八 ナカヤ第一ビル一F	平成二十一年二月二十六日
医療法人 山田医院	春日部市八丁目二五六	平成二十一年二月二十六日
長寿堂薬局	春日部市備後七二六	平成二十一年二月二十六日
金子内科医院	春日部市備後東八―三三―七	平成二十一年二月二十六日
医療法人社団 所沢皮膚科	所沢市くすのき台一―二―一 八 西村SKビル二階	平成二十一年三月十一日
小林皮膚科クリニック	所沢市くすのき台一―二―二 〇 西村第六ビル二F	平成二十一年三月十一日
グラム薬局 所沢店	所沢市くすのき台三―四―六 エ シール所沢一F	平成二十一年三月十一日
関歯科クリニック	所沢市けやき台一―七―二二	平成二十一年三月十一日
そよかぜ薬局 東所沢店	所沢市下安松一―〇三四	平成二十一年三月十一日
アイユー薬局	所沢市狭山ヶ丘一―八七三―二	平成二十一年三月十一日
デイリーケアセインヨー薬局 所沢山口店	所沢市山口一五二―一	平成二十一年一月二十八日
伊藤医院	所沢市山口四三八―三	平成二十一年三月十一日
稲垣耳鼻咽喉科医院	所沢市寿町二―三―二二	平成二十一年三月十一日
こてさし眼科	所沢市小手指町一―一―二二 エミネット小手指一F	平成二十一年三月十一日
スコットレディースクリニック	所沢市小手指町二―一四四―一 一〇	平成二十一年三月十一日
医療法人社団明誠会 アルファ歯科/矯正歯科	所沢市小手指町三―二〇 西武ショッピングプラザ内	平成二十一年三月十一日
けやき薬局 小手指店	所沢市小手指町四―一四―七 シャンブルハウス一〇―一	平成二十一年三月十一日
中山医院	所沢市上安松二―九九―一	平成二十一年三月十一日
長谷川歯科医院	所沢市上新井二―六四―四	平成二十一年三月十一日
斉藤医院	所沢市中新井三―一〇―八	平成二十一年三月十一日



筒井歯科医院	所沢市中新井町三二〇—A— 一〇六	平成二十一年三月十二日
所沢リハビリ テーション病院	所沢市中富一〇一六	平成二十一年二月二十八日
稲荷歯科	所沢市東狭山ヶ丘二一六四— 四九	平成二十一年三月十一日
金沢歯科医院	所沢市東狭山ヶ丘六—二七七五 —三	平成二十一年三月十一日
医療法人仁慈会 西東京クリニック	所沢市東町一五—三	平成二十一年三月十一日
もみの木眼科	所沢市日吉町九—二二いせきビ ル五F	平成二十一年三月十二日
ちえ歯科医院	所沢市美原町一—二九二—六	平成二十一年三月十二日
樋口薬局	所沢市美原町三—二九七—四	平成二十一年三月十二日
医療法人社団 東邦歯科医院	所沢市並木三—一七—一〇—	平成二十一年三月十二日
ひらの薬局	所沢市北秋津二二六—一	平成二十一年三月十二日
ファミリィ調剤薬局 若狭店	所沢市北野字西山一六五九—七	平成二十一年三月十二日
みどり薬局	所沢市緑町一—一七—一—	平成二十一年三月十二日
荒川歯科医院	所沢市緑町二—一—一五	平成二十一年三月十二日
ファミリィドラック	所沢市緑町二—七—一 矢島ビ ル一F	平成二十一年三月十一日
新井内科小児科	所沢市緑町二—七—二	平成二十一年三月十二日
けやき台皮フ科 クリニク	所沢市緑町三—八—一〇	平成二十一年三月十二日
早川耳鼻咽喉科医院	新座市栗原六—八—六	平成二十一年三月五日
成瀬歯科医院	新座市石神二—二—五〇	平成二十一年三月五日
医療法人社団明友会 新座ファミリィ歯科	新座市中野二—一—三八OSC デオシテイ新座B—三—三	平成二十一年三月五日
調剤薬局 薬の ビンセント 新座店	新座市東北一—一〇—二	平成二十一年三月五日

志木皮膚科医院	新座市東北二—一九—一— 若 林ビル二F	平成二十一年三月五日
エイチング歯科医院	新座市北野二—四—五	平成二十一年三月五日
ライオン薬局	新座市野火止五—一〇—一五	平成二十一年三月五日
中村耳鼻咽喉科医院	新座市野火止六—二—二二	平成二十一年三月五日
斉藤薬局	川口市安行領根岸二七六七	平成二十一年三月十六日
金命堂薬局	川口市元郷五—一〇—一九	平成二十一年三月十六日
広木医院	川口市幸町二—一—五	平成二十一年三月十六日
広木歯科医院	川口市幸町二—一—五	平成二十一年三月十六日
仁天堂医院	川口市幸町二—七—三四	平成二十一年三月十六日
吉松医院	川口市芝二—一七—一四	平成二十一年三月十六日
ヤマザキ薬局	川口市芝三—二六—九	平成二十一年三月十六日
石川歯科医院	川口市芝四—六—一三	平成二十一年三月十六日
大桐クリニック	川口市芝五—二—二〇	平成二十一年三月十六日
有限会社 おくの薬局	川口市芝七〇—一六—三三	平成二十一年三月十六日
金澤歯科医院	川口市芝園町二 芝園ハイッ 二号棟二—二	平成二十一年三月十六日
こぬま歯科	川口市芝下二—六—一九	平成二十一年三月十六日
医療法人社団大光会 中央歯科医院診療所	川口市上青木一—五—三	平成二十一年三月十六日
北村歯科医院	川口市上青木四—二—四 西野 ハイッ一F	平成二十一年三月十六日
直樹クリニック	川口市榛松一—一—五	平成二十一年三月十六日
青木ファーマシー薬局	川口市西青木三—一—一	平成二十一年三月十六日

雅クリニック	川口市西川口一―一四八―一 東田第一ビル	平成二十一年三月十六日
神足眼科医院	川口市西川口一―二四―六	平成二十一年三月十六日
出光内科医院	川口市西川口一―五―四 二幸ビル内	平成二十一年三月十六日
北見眼科医院	川口市青木一―二―二三	平成二十一年三月十六日
小西医院	川口市赤山二〇〇―一	平成二十一年三月十六日
医療法人社団芳翠会 佐々木歯科クリニック	川口市川口四―一―一六 澤田ビルF	平成二十一年三月十六日
のぐち薬局	川口市川口四―三―二七	平成二十一年三月十六日
昭和デンタルクリニック	川口市前上町二〇―九	平成二十一年三月十六日
藤野眼科医院	川口市中青木町一―三―一九	平成二十一年三月十六日
坪野歯科医院	川口市朝日三―六―二〇	平成二十一年三月十六日
はいだ医院	川口市朝日六―八―二	平成二十一年一月三十一日
鯨井歯科医院	川口市東川口二―一―三七	平成二十一年三月十六日
東川口歯科医院	川口市東川口三―一―五 桂ビルF	平成二十一年三月十六日
東本郷医院	川口市東本郷一―二―二	平成二十一年三月十六日
新郷歯科医院	川口市東本郷八―〇―五―一	平成二十一年三月十六日
生山レディース クリニック	川口市東領家一―六―一七	平成二十一年三月十六日
萩原歯科医院	川口市飯塚三―五―四	平成二十一年三月十六日
金川医院	川口市並木一―一―一二	平成二十一年三月十六日
並木町歯科	川口市並木二―一―九―七 モモンレ ―ブ並木二〇―二	平成二十一年三月十六日
庄司歯科医院	川口市並木二―三―三一	平成二十一年三月十六日

歯科和田医院	川口市並木三―二七―二	平成二十一年三月十六日
すこやか薬局	川口市並木三―五―一二	平成二十一年三月十六日
キョウワ薬局	川口市並木三―七―一	平成二十一年三月十六日
斉藤歯科医院	川口市並木三―八―一八	平成二十一年三月十六日
北園歯科医院	川口市北園町二―九 北園サンハイツ二―二〇―一	平成二十一年三月十六日
十二月田診療所	川口市末広一―〇―一六	平成二十一年三月十六日
山本歯科医院	川口市末広三―一四―一	平成二十一年三月十六日
医療法人社団 柳田胃腸科外科医院	川口市末広三―四―二六	平成二十一年三月十六日
安日医院	川口市弥平一―一三―五	平成二十一年三月十六日
宮岡医院	川口市領家五―一―七三	平成二十一年三月十六日
大和堂蓮沼薬局	川口市蓮沼二九九	平成二十一年三月十六日
シテイ薬局	草加市栄町三―二―二 ネオビル 一F	平成二十一年三月十二日
和知整形外科	草加市吉町五―四―一〇	平成二十一年三月十二日
整歯歯科医院	草加市青柳三―一―九―五 ハイ ツ青柳二〇―一	平成二十一年三月十二日
草加分院	草加市谷塚町一三五	平成二十一年三月十二日
あさひ調剤薬局	草加市氷川町一―二 六ウシヤマ ビル四F	平成二十一年三月十二日
ウシヤマビル眼科	大里郡寄居町寄居一五四―一	平成二十一年二月十九日
ベスト薬局寄居店	大里郡寄居町桜沢六一五―一 ポンテ寄居ビルF	平成二十一年二月十九日
寄居薬局	大里郡寄居町用土三二二―五	平成二十一年二月十九日
くば医院	秩父郡横瀬町横瀬五一五九―七	平成二十一年二月二十五日
自然歯科診療所		

齊藤 医院	秩父郡皆野町皆野二三六六	平成二十一年	二月二十五日
小池 薬局	秩父郡小鹿野町小鹿野四七四	平成二十一年	二月二十五日
長又小児科医院	秩父市宮側町二三一五	平成二十一年	三月三日
高山歯科医院	秩父市宮側町二四一三	平成二十一年	三月三日
有限会社 昭和堂	秩父市熊木町四六七	平成二十一年	三月三日
横川 医院	秩父市山田二三七二一	平成二十一年	三月三日
上町調剤薬局	秩父市上町一一二一五	平成二十一年	三月三日
石垣 医院	秩父市上野町一一七一四	平成二十一年	三月三日
新井薬局支店	秩父市相生町三一一二	平成二十一年	三月三日
大野原 医院	秩父市大畑町一一二二	平成二十一年	三月三日
原島 医院	秩父市大野原一九六一	平成二十一年	三月三日
荒船耳鼻咽喉科医院	秩父市道生町八一五	平成二十一年	三月三日
あおば 薬局	秩父市野坂町一一二〇一三一九 山ビル一F	平成二十一年	三月三日
小野耳鼻咽喉科医院	秩父市野坂町一一一六一四四	平成二十一年	三月三日
日健クリニック	朝霞市西弁財一一〇一七	平成二十一年	二月二十四日
まりも 薬局	朝霞市西弁財一一七一七	平成二十一年	二月二十四日
敬愛整形外科・内科	朝霞市仲町二二三九伸英ビル二F	平成二十一年	二月二十四日
朝志ヶ丘薬局	朝霞市朝志ヶ丘二二三一三	平成二十一年	二月二十四日
医療法人社団鳳翔会 フレンジー歯科医院	朝霞市本町一一八七綿谷ビル一F	平成二十一年	二月二十四日
朝霞 駅前 デンタルクリニック	朝霞市本町二二二二〇丸徳ビル三F	平成二十一年	二月二十四日

朝霞駅前薬局	朝霞市本町二二五二二九	平成二十一年	二月二十四日
タウン歯科クリニック	朝霞市本町二二七一三三ビビ ドステージ二F	平成二十一年	二月二十四日
ウエルパーク 鶴ヶ島店薬局	鶴ヶ島市脚折一三七一一	平成二十一年	二月二十四日
これの木歯科医院	鶴ヶ島市脚折町一一一六一三〇	平成二十一年	二月二十四日
有限会社クスリの クボタ 鶴ヶ島店	鶴ヶ島市上広谷一五一〇	平成二十一年	二月二十四日
いずみ 薬局	鶴ヶ島市上広谷四〇一八	平成二十一年	二月二十四日
細谷 医院	鶴ヶ島市上広谷在家一四二一六 九	平成二十一年	二月二十四日
ビッグドラッグ薬局 鶴ヶ島駅前店	鶴ヶ島市鶴ヶ丘駅前通二七一 二	平成二十一年	二月二十四日
若葉産婦人科医院	鶴ヶ島市富士見一九一三四	平成二十一年	二月二十四日
高田歯科医院	鶴ヶ島市富士見二二六二二〇	平成二十一年	二月二十四日
佐瀬病院附属 日高診療所	日高市新堀久保地二四六一一	平成二十一年	三月十二日
こま川診療所	日高市中鹿山五二三四	平成二十一年	三月十二日
比留間内科医院	入間郡越生町黒岩六	平成二十一年	三月十二日
みよし野歯科医院	入間郡三芳町北永井九〇一一 七	平成二十一年	三月十日
グラム薬局 入間店	入間市扇台四一一九	平成二十一年	二月二十八日
いぐさ 歯科	八潮市伊草一七七一〇 YS ビル二F	平成二十一年	三月十二日
オレンジ歯科 クリニックス	八潮市南川崎二九八一 野口 ビル一F	平成二十一年	三月十二日
伊草クリニック	八潮市柳之宮三四五一	平成二十一年	三月十二日
はとがや眼科医院	鳩ヶ谷市坂下町三二二一三	平成二十一年	二月二十七日
吉沢 医院	鳩ヶ谷市桜町一一一〇	平成二十一年	二月二十七日

盛産婦人科医院	鳩ヶ谷市桜町四―二―七	平成二十一年	二月二十七日
サタケ薬局	飯能市双柳五九〇	平成二十一年	三月十三日
天覧山診療所	飯能市飯能二九一	平成二十一年	三月十三日
同友会クリニック	飯能市落合一二七―一	平成二十一年	三月十三日
松本整形外科医院	比企郡小川町腰越四五八―一	平成二十一年	二月二十三日
けやき薬局	比企郡小川町大塚一―八二	平成二十一年	一月三十一日
医療法人財団明理会	富士見市羽沢二―一―一四	平成二十一年	二月二十八日
鶴瀬病院	富士見市関沢二―二四―二八	平成二十一年	三月三日
鶴馬医院	富士見市勝瀬三三〇八パルテム	平成二十一年	三月三日
薬局グリーンファルマ	ふじみ野一〇一	平成二十一年	三月三日
ささき医院	富士見市勝瀬三四一九―一ウイ ンベル二F B	平成二十一年	三月三日
梅沢歯科医院	富士見市西みずほ台二―一―四 内野ビル四F	平成二十一年	三月三日
アサノ歯科クリニック	富士見市鶴馬名志窪二六〇五― 一〇 へり美ビル三F	平成二十一年	三月三日
遠井外科医院	北本市石戸五―一五八	平成二十一年	三月十一日
林園科医院	北本市中央二―九二 内田ビル 二F	平成二十一年	三月十一日
茉薇歯科クリニック	北本市北本一―五〇 浅見ビル 三F	平成二十一年	三月十一日
竹内整形外科	北本市北本二―五〇 グレースヒ ル大和	平成二十一年	三月十一日
あずま薬局	北本市北本三―一九	平成二十一年	三月十一日

埼玉県告示第四百八十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰

二 指定施術者

氏名	住所	施設		所在地	廃止年月日
		名称	所在地		
飯干 徹		あおば整形外科	東京都武蔵野市吉祥寺本町一―四―一四〇三	平成二十一年 二月二十八日	
竹松産婦人科	北本市緑二―二二八―二			平成二十一年	三月十一日
医療法人社団 竹妻会第一歯科医院	本庄市駅南一―九―六			平成二十一年	二月二十七日
聖母病院	本庄市駅南二―一八―一〇			平成二十一年	二月二十七日
中林歯科医院	本庄市児玉町児玉三四一			平成二十一年	二月二十七日
真田薬局	本庄市児玉町児玉九〇			平成二十一年	二月二十七日
パール歯科医院	本庄市若泉一―五―四			平成二十一年	二月二十七日
中沢医院	本庄市千代田四―一―三			平成二十一年	二月二十七日
塩原医院	本庄市中央一―七―二三			平成二十一年	二月二十七日
薬局アポック 本庄店	本庄市東台二―五―二七			平成二十一年	二月二十七日
エンドーファミリ ド ラ ッ ク	蓮田市見沼町一五―二			平成二十一年	二月十九日
医療法人一九会 ロータス歯科クリニック	蓮田市東四―五―一三長崎屋蓮 田店二F			平成二十一年	一月三十一日
プラム薬局	蓮田市東六―二―一一 エムケ ービル一F			平成二十一年	二月十九日
有限会社實喜 あんず薬局	蓮田市蓮田九二―			平成二十一年	二月十九日

国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サービスの種類	指 定 年 月 日
医療法人社団和風会 所沢リハビリテーション病院	所 沢 市 中 富 一 〇 一 六	医療法人社団和風会	短期入所療養介護 介護療養型医療施設	平成二十一年三月一日
ロイヤル訪問介護ステーション	川 口 市 青 木 二 一 五 一 二 四	シニアライフサポート株式会社	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十一年二月二十六日
ロイヤルデイサービスセンター	川 口 市 青 木 二 一 五 一 二 四	シニアライフサポート株式会社	通所介護 介護予防通所介護	平成二十一年二月二十六日
ショートステイ ウエルネス武蔵野	川 口 市 石 神 一 五 七 三 一 一 〇	株式会社ヘルスケアシステム	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成二十一年一月一日
デイサービスセンター ウェルハウス大塚	川 口 市 木 曾 呂 四 九 七 一 一 二	株式会社ウエルハウス	通所介護 介護予防通所介護	平成二十一年二月一日
こ こ ろ 鴻 巣	鴻巣市神明二一六四メゾンレスペー二号室	株式会社こうき	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十一年三月一日
茶話本舗 デイサービス志木 和光地域福祉事業所高齢者福祉センター	志 木 市 上 宗 岡 二 一 一 七 一 二 九 和 光 市 南 一 一 二 三 一 一	株式会社スリーベル 特定非営利活動法人ワーカーズコープ	通所介護 通所介護 介護予防通所介護	平成二十一年二月十七日 平成二十一年一月一日
通所リハビリテーションとるて	所 沢 市 中 富 一 〇 一 六	医療法人社団和風会	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	平成二十一年三月一日
中 富 ケ ア サ ポ ー ト	所 沢 市 中 富 一 〇 一 六	医療法人社団和風会	居宅介護支援	平成二十一年三月一日
大井協同 デイサービス	ふ じ み 野 市 ふ じ み 野 一 一 一 一 五	医療生協さいたま生活協同組合	通所介護 介護予防通所介護	平成二十年五月一日
アースサポート株式会社熊谷在宅サービスセンター	熊 谷 市 籠 原 南 一 一 一	アースサポート株式会社	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	平成二十一年二月一日
デイサービスセンター富士	熊 谷 市 原 島 一 三 四 一 一 一	株式会社充実ライフ	通所介護	平成二十一年二月二十五日
訪問介護事業所はまゆう	新 座 市 東 北 二 一 三 〇 一 二 六	株式会社千雅	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十一年二月九日
居宅介護支援事業所はまゆう	新 座 市 東 北 二 一 三 〇 一 二 六	株式会社千雅	居宅介護支援	平成二十一年二月九日
花 水 樹	鶴ヶ島市上広谷二三八一六	株式会社介護サービスクケ島	通所介護	平成二十一年二月六日



いきいき社会生活センター夜間対応型訪問介護ケアナイト 多機能ケアさくらホーム	久喜市青葉四―二四―一八 深谷市折之口七〇二	特定非営利活動法人いきいき社会生活センター 有限会社アートコーポレーション	介護予防通所介護 夜間対応型訪問介護 小規模多機能型居宅介護	平成二十一年 三月 五日 平成二十一年 二月 二十七日
---	---------------------------	--	--------------------------------------	--------------------------------

埼玉県告示第四百八十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む)から、次のとおり変更の届出があった。  
平成二十一年三月三十一日  
埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
えくぼ ヘルパーステーション	所在地	所沢市上安松七―二三外山荘一号	所沢市小手指元町―二〇―一 ハイ ライフ小手指一〇二号室	訪問介護 介護予防訪問介護
ここにこ訪問看護ステーション	所在地	所沢市東狭山ヶ丘一―六五六―三三 ワットコーポ一〇一	所沢市東狭山ヶ丘一―三七―五パレス フレンドリー一〇三	訪問看護 介護予防訪問看護

埼玉県告示第四百八十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む)から、次のとおり廃止の届出があった。  
平成二十一年三月三十一日  
埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
中富ケアサポート グラム薬局 入間店	所沢市中富一〇一六 入間市扇台四―一―九	居宅介護支援 居宅療養管理指導	平成二十一年 二月 二十八日 平成二十一年 二月 二十八日

所沢リハビリテーション病院	所沢市中富一〇一六	介護予防居宅療養管理指導 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 短期入所療養介護 介護療養型医療施設 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防短期入所療養介護 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 訪問介護 介護予防訪問介護 訪問看護 介護予防訪問看護 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年 二月二十八日
シヨートステイウエルネス武蔵野	川口市石神一五七三一一〇	介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防短期入所療養介護 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 訪問介護 介護予防訪問介護 訪問看護 介護予防訪問看護 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十年十二月三十一日
訪問介護 結の会	熊谷市三ヶ尻五四〇六一一ミノリマンション二〇二二	介護予防訪問看護 訪問看護 介護予防訪問看護 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十年 三月三十一日
訪問看護ステーション らばん	所沢市中富一〇一六	介護予防訪問看護 訪問看護 介護予防訪問看護 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十年 八月 一日
通所リハビリテーション とるて	所沢市中富一〇一六	介護予防訪問看護 訪問看護 介護予防訪問看護 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年 二月二十八日
デイリーケアセイジョー薬局 所沢山口店	所沢市山口一五二一一一	介護予防訪問看護 訪問看護 介護予防訪問看護 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年 一月二十八日

埼玉県告示第四百八十九号

里親取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

里親取扱規程の一部を改正する告示

里親取扱規程(昭和二十四年埼玉県告示第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 里親 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第六条の三第一項の規定による認定を受けた者であつて、養育里親名簿、養子縁組里親名簿又は親族里親名簿に登録されたものをいう。
- 二 養育里親 経済的に困窮していない者であつて、知事が行う養育里親研修を修了したもののうち、法第六条の三第一項の規定による認定を受け、養育里親名簿に登録された者をいう。
- 三 養子縁組里親 養子縁組によつて養親となることを希望する者であつて、法

第六条の三第一項の規定による認定を受け、養子縁組里親名簿に登録されたものをいう。

四 親族里親 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(次号において「要保護児童」という。)の三親等内の親族であつて、当該児童の両親その他児童を現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態となつたことにより、これらの者による養育が期待できない児童の養育を希望するものうち、法第六条の三第一項の規定による認定を受け、親族里親名簿に登録された者をいう。

五 専門里親 養育里親であつて、要保護児童のうち知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたものを養育するものとして、養育里親名簿にその旨を登録された者をいう。

第三条の見出し中「申出手続」を「申請手続」に改め、同条第一項中「里親に」を「里親又は専門里親に」に、「別記様式第二号の里親申込書」を「別記様式第一号の里親申請書」に改め、同条第二項中「里親申込書」を「里親申請書」に、「別記様式第三号」を「別記様式第二号」に、「申込者」を「申請者」に改め、同条第三項を削る。

第四条中「里親申込書」を「里親申請書」に、「里親として」を「里親又は専門里親として」に、「申込者」を「申請者」に改め、「ついで、里親登録簿に登録し、及び」を削り、「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に、「別記様式第五号」を「別記様式第四号」に改め、同条に次の二項を加える。

2 知事は、前項の規定により養育里親、養子縁組里親又は親族里親の認定をしたときは、次に掲げる里親の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる名簿にその登録をしなければならない。

- 一 養育里親 別記様式第五号の養育里親名簿
  - 二 養子縁組里親 別記様式第五号の二の養子縁組里親名簿
  - 三 親族里親 別記様式第五号の三の親族里親名簿
- 3 知事は、第一項の規定により専門里親の認定をしたときは、前項第一号の養育里親名簿に、氏名及び登録年月日を登録しなければならない。
- 第七条第一項中「里親を」を「養育里親又は専門里親を」に改める。
- 別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第一号(第3条関係)

里親申請書

登録番号

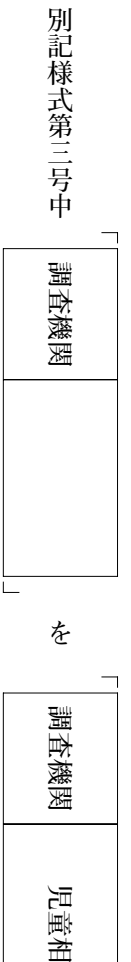
(あて先) 埼玉県知事 里親の認定及び登録について、関係書類を添えて申請します。		年 月 日	
申請者		①	
申請者 氏名	本籍地	生年月日	性別
	住所	健康状態	職 業
氏名	生年月日	性別	健康状態
氏名	生年月日	性別	健康状態
氏名	生年月日	性別	健康状態
申請者と同居する者			
希望する里親の種類	養育・養育(短期)専門・親族・養子縁組	希望事項	
研修修了年月日又は修了する見込年月日	(養育・専門)里親研修 (修了・修了見込み)	年 月 日	
児童福祉法施行規則第1条の36第1号に掲げる要件及び第3号の要件に該当する事実			
里親になることを希望する理由			
従前に里親であつた者については、その里親の種類及びその里親登録されていた都道府県名			

養育の方針	収入	支出	資産		山林その他	
	年 月 円	年 月 円	田	畑	宅	その他
家計及び資産	月 円	月 円	家屋		その	
連絡方法	自宅電話	( ) ( )		自家用車		
	勤務先電話	( ) ( )		有 無		
申請者宅への地図						
添付書類						
1 戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書)	2 住民票の写し	3 所得証明書又は源泉徴収票	4 申請者の履歴書	5 同居者の履歴書	6 申請者の居住する家屋の平面図	7 養育 (専門) 里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類 (養育里親及び専門里親希望者のみ)
8 児童福祉法第34条の15第1項各号のいずれにも該当しないことを証する書類						
9 児童福祉法施行規則第1条の36第1号に掲げるいずれかの要件に該当することを証する書類 (専門里親希望者のみ)						

備考1 「希望する里親の種類」の欄は、希望するものに○をつけること。1年以内の期間を定めて要保護児童を養育することを希望する場合には、養育 (短期) に○を付けること。

2 「研修修了年月日又は修了する見込年月日」の欄は、養育里親又は専門里親を希望する者のみ記入すること。

別記様式第二号を削る。



相談所長 [印] に改め、同様式を別記様式第二号とする。

別記様式第四号中「申込み」を「申請」に改め、「里親登録簿に」を削り、「里親の種類等」を「里親の種類」に改め、同様式を別記様式第三号とする。

別記様式第五号中「申込み」を「申請」に改め、同様式を別記様式第四号として、同様式の次に次の三様式を加える。

別記様式第5号(第4条関係)

## 養育里親名簿

登録 番号	氏名	生年月日	性別	職業	健康状態	登録年月日	希望事項	専門里親 の登録	備考
里親									
	住所			研修修了年月日	更新年月日				
同居 人	氏名	生年月日	性別	職業・就学	健康状態				

備考1 1年以内の期間を定めて要保護児童を養育することを希望する場合には、「希望事項」の欄に記載すること。

2 「専門里親の登録」欄には、氏名、登録年月日を記載すること。

別記様式第5号の2(第4条関係)

## 養子縁組里親名簿

登録 番号	氏名	生年月日	性別	職業	健康状態	登録年月日	希望事項	備考
里親								
	住所			登録年月日				
同居 人	氏名	生年月日	性別	職業・就学	健康状態			



別記様式第5号の3(第4条関係)

親族里親名簿

登録 番号	氏名	生年月日	性別	職業	健康状態	希望事項	備考
	住所				登録年月日		
同居人	氏名	生年月日	性別	職業・就学	健康状態		

別記様式第十六号中「埼玉県知事様」を「(あて先) 埼玉県知事」に

「職業又は就学先」を「職業・就学」に、「里父母」を

「種類等」を「種類」に、「短期・専門・職業指導・養子」を「養育里親・専門里親・養子縁組里親」に改め、同様

の種系中「種類等」を「種類」に改める。

別記様式第七号中「養育・短期親族養子」を「養育・専門縁組」に改め、同様式別紙中「養育専門職」

「短期親族養子」を「養育・専門縁組」に改め、同様式別紙中「養育専門職」

「短期親族養子」を「養育・専門縁組」に改め、同様式別紙中「養育専門職」

氏名

氏名  
里父 里母

に改める。

別記様式第八号の二を次のように改める。

別記様式第8号の2(第7条関係)

里親更新申請書

年月日

(あて先)

埼玉県知事

登録番号  
里親氏名

④

里親を続けたいので、更新を申請します。

住所	氏名		年齢	職業・就学	年間所得	健康状態
	姓	名				
住						
養育里親認定登録日		人		電話 ( )		
専門里親認定登録日		円				
備考						

別記様式第九号中「埼玉県 児童相談所長 様」や「(あて先) 埼玉県 児童相談所

「里父氏名」や「氏名」を「里母氏名」や「氏名」に改める。

別記様式第十号から別記様式第十三号までの規定中「埼玉県 児童相談所長 様」や「(あて先) 埼玉県 児童相談所長 様」を「埼玉県 児童相談所長」に改める。

別記様式第十四号中「埼玉県知事 様」や「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

附則 この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県告示第四百九十号

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 入札内容  
イ 件名

土地、建物及び附帯施設等(いこいの村美の山)の売払い

ロ 物件の表示

(1) 土地 所在 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野字花ノ木三三八五番 外

地目 山林

地積 二九、四五一平方メートル

(2) 建物

(一) 主たる建物

所在地 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野三四一五番地

種類 宿泊所

構造 鉄筋コンクリート造ルーフィングアルミニウム板葺二階建(一

部地下一階付)

延床面積 五、二一〇・七平方メートル

(二) 附属建物

プロパンボンベ室、ポンプ室

(3) 附帯施設等

屋外トイレ二基、ミニカー小屋、給水施設、照明装置等

ハ 留意事項

(1) 本物件(いこいの村美の山)を構成する敷地のうち、町有地及び私有地は入札(売却)の対象外である。建物及び附帯施設の一部が町有地及び私有地上に設置されているため、別途土地所有者と土地使用賃貸借契約等を締結する必要がある。

(2) 本件入札は、落札者との契約の締結に県議会の議決を要するものである。で、落札者と仮契約書を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

(3) 物件の用途は、埼玉県立自然公園条例(昭和三十三年埼玉県条例第十五号)により制限されるので、この旨をあらかじめ了解の上、入札に参加すること。

二 競争入札に参加する者に必要な資格

イ 現に旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)に規定するホテル営業又は旅館営業(以下「ホテル営業等」という。)を自ら経営している者

ロ 落札者は本物件を利用してホテル営業等を自ら経営しようとする者であること。

ハ 地域の産業・観光の発展に寄与し、地域との共存を図る意思のあること。

ニ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

ホ 次の項目に該当しない者であること。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)に基づくところの暴力団及びその構成員

(2) 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)に基づくところの破壊的団体及びその構成員

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第百四十七号)に基づくところの処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体及びその役員又はその構成員

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第

百二十二号)に基づくところの風俗営業又は性風俗関連特殊営業等を当該物件で営もうとする者

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所並びに問い合わせ先 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県産業労働部勤労者福祉課 課労働福祉担当 萩原、中野 電話〇四八―八三〇―四五一八(直通)

四 入札参加要領の交付方法

この公告の日から平成二十一年四月六日(月)まで右記三の場所において交付する。

五 現地説明会

イ 開催日 平成二十一年四月七日(火)

ロ 開催場所 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野三四一五番地 いこいの村ヘリテイ

ジ美の山

ハ 参加希望者は、平成二十一年四月六日(月)正午までに右記三の問い合わせ先まで連絡し、参加時間の指定を受けること。

六 入札手続等

イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、次の日時及び場所において申込みをしなければならぬ。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

(1) 日時 平成二十一年四月十三日(月)午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

(2) 場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県産業労働部 勤労者福祉課

ロ 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時 平成二十一年四月二十三日(木)午前十一時

(2) 場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県衛生会館

ハ 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額

ニ 入札の無効

この公告に示した競争入札に参加する資格のない者のした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

ホ 落札者の決定方法

埼玉県財務規則(昭和三十九年埼玉県規則第十八号)第九十四条の規定に基づいて定められた予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

へ その他

その他詳細は入札参加要領による。

埼玉県告示第四百九十一号

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により、平成二十一年度前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 実施等級別職種  
イ 一級及び二級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業)、粉末冶金(成形・再圧縮作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシンングセンター作業)、放電加工(数値制御彫形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金

(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業、打出し板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、鉄道車両製造・整備(機器ぎ装作業、内部ぎ装作業、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業)、光学機器製造(光学ガラス研磨作業)、複写機組立て(複写機組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、木型製作(模型製作作業)家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、石材施工(石張り作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事業業)、タイル張り(タイル張り作業)、

畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事業業、シリリング防水工事業業、FRP防水工事業業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事業業、カーペット系床仕上げ工事業業、鋼製下地工事業業、ボード仕上げ工事業業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(表具作業、壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

ロ 三級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシンングセンター作業)、工場板金(打出し板金作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事業業、カーペット系床仕上げ工事業業)、塗装(金属塗装作業)、舞台機構調整(音響機構調整作業)、商品装飾展示(商品装飾展示作業)、及びフラ

ワー装飾(フラワー装飾作業)

ハ 単一等級

路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカー工事業業)、塗料調色(調色作業)及び産業洗浄(高圧洗浄作業)

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実技試験

1 実施期日

平成二十一年六月八日(月)から同年九月十三日(日)までの間において、埼玉県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日

2 実施場所

協会が指定する場所

3 試験問題の公表

平成二十一年六月一日(月)に協会事務所で公表する(一部の職種を除く。)

ロ 学科試験

1 実施期日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検定職種	実施期日
一 三級 園芸装飾、造園、鑄造、機械	平成二十一年七月二十六日(日)

一 一級及び二級	一 一級及び二級 粉未冶金、機械加工、鉄工、電子機器組立て、複写機組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、木型製作、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工	平成二十一年八月三十日(日)
	二 一級 金属熱処理	
	三 単一等級 産業洗浄	
	一 一級及び二級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、光学機器製造、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装	平成二十一年八月二十三日(日)
	加工、工場板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、内装仕上げ施工、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾	

二 受検申請に関する注意	ハ 受付期間 平成二十一年四月二日(木)から同年四月十五日(水)まで	ロ 提出先 協会 さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号(郵便番号三三二〇〇〇七四)	イ 提出書類 1 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。) 2 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面 3 手数料の払込みを証する書面	エ 実施場所 協会が指定する場所	園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、ブロック建築、タイル張り、表装及びフラワー装飾 二 単一等級 路面標示施工及び塗料調色	年九月六日(日)
--------------	---------------------------------------	---	---	---------------------	--	----------

イ 実技試験	1 申請書の用紙及び受検案内は、協会に交付する。 なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百四十円分を同封して請求すること。 2 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。 3 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。 五 手数料 次に掲げる額の手数料を郵便振替で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。 なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。
--------	---

検 定 職 種	手数料(円)
園芸装飾	一六、五〇〇
造園	一六、五〇〇
鑄造	一六、五〇〇
金属熱処理	一六、五〇〇
粉末冶金	一六、五〇〇
機械加工	一六、五〇〇
放電加工	一六、五〇〇
金属プレス加工	一六、五〇〇
鉄工	一六、五〇〇
建築板金	一六、五〇〇
工場板金	一六、五〇〇
仕上げ	一六、五〇〇
切削工具研削	一六、五〇〇
電子機器組立て	一六、五〇〇
電気機器組立て	一六、五〇〇
産業車両整備	一六、五〇〇
鉄道車両製造・整備	一六、五〇〇
光学機器製造	一六、五〇〇
複写機組立て	一六、五〇〇
建設機械整備	一六、五〇〇
婦人子供服製造	一六、五〇〇
木型製作	一六、五〇〇
家具製作	一六、五〇〇
建具製作	一六、五〇〇



プラスチック成形	一六、五〇〇
石材施工	一六、五〇〇
とび	一六、五〇〇 (二一、〇〇〇)
左官	一六、五〇〇 (二一、〇〇〇)
ブロック建築	一六、五〇〇
タイル張り	一六、五〇〇
骨製作	一六、五〇〇
防水施工	一六、五〇〇
内装仕上げ施工	一六、五〇〇 (二一、〇〇〇)
サッシ施工	一六、五〇〇
表装	一六、五〇〇
塗装	一六、五〇〇 (二一、〇〇〇)
フラワー装飾	一六、五〇〇 (二一、〇〇〇)
機械保全	一六、五〇〇 (二一、〇〇〇)
舞台機構調整	一六、五〇〇 (二一、〇〇〇)
商品装飾展示	一六、五〇〇 (二一、〇〇〇)
路面標示施工	一六、五〇〇
塗料調色	一六、五〇〇
産業洗浄	一六、五〇〇

備考 手数料(円)の欄の( )は、埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)別表産業界労働部の項第十一号金額の欄の知事が別に定める者に関する公示(平成十二年埼玉県告示第四百一十一号)に定める者に適用する。

ロ 学科試験(全職種)  
三、一〇〇円

六 合格発表及び通知  
イ 技能検定合格者の発表  
平成二十一年七月二十六日(日)に学科試験を実施する職種にあっては、同年八月二十八日(金)に、その他の職種にあっては同年十月二日(金)に埼玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板に掲示するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知  
協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他  
この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業界労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

埼玉県告示第四百九十二号  
職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により、平成二十一年度随

時実施技能検定の実施について次のとおり公示する。  
平成二十一年三月三十一日  
埼玉県知事 上田 清司

一 実施等級別職種  
イ 基礎二級  
鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、寝具製作、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、石材施工、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、サッシ施工、表装及び塗装

二 試験の方法  
実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表  
イ 実施期日  
埼玉県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日  
ロ 実施場所  
協会が指定する場所  
ハ 試験問題の公表  
実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

四 受検申請の手続

提出書類 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)	提出先 協会 さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号(郵便番号三三〇〇〇〇七)
提出期間 随時	受検申請に関する注意 1 申請書の用紙は、協会で作付する。 2 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
手数料	次に掲げる額の手料を銀行振込で協会に納付すること。
検定職種	手数料(円)
鍛造	一六、五〇〇
鑄造	一六、五〇〇
機械加工	一六、五〇〇
金属プレス加工	一六、五〇〇
鉄工	一六、五〇〇
建築板金	一六、五〇〇
工場板金	一六、五〇〇
めつき	一六、五〇〇



仕上げ	一六、五〇〇
機械検査	一六、五〇〇
ダイカスト	一六、五〇〇
機械保全	一六、五〇〇
電子機器組立て	一六、五〇〇
電気機器組立て	一六、五〇〇
プリント配線板製造	一六、五〇〇
冷凍空気調和機器施工	一六、五〇〇
婦人子供服製造	一六、五〇〇
寝具製作	一六、五〇〇
家具製作	一六、五〇〇
建具製作	一六、五〇〇
印刷	一六、五〇〇
製本	一六、五〇〇
プラスチック成形	一六、五〇〇
石材施工	一六、五〇〇
建築大工	一六、五〇〇
かわらぶき	一六、五〇〇
とび	一六、五〇〇

左官	一六、五〇〇
タイル張り	一六、五〇〇
配管	一六、五〇〇
型枠施工	一六、五〇〇
鉄筋施工	一六、五〇〇
コンクリート圧送施工	一六、五〇〇
防水施工	一六、五〇〇
内装仕上げ施工	一六、五〇〇
サッシ施工	一六、五〇〇
表装	一六、五〇〇
塗装	一六、五〇〇

ロ 学科試験(全職種)

三、一〇〇円

六 合格発表及び通知

合格者に対し、合格証書を送付する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

種足野通川土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

職名 谷部 美知雄 住 北埼玉郡騎西町大字中種足一〇〇四番地

埼玉県告示第四百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、種足野通川土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

職名 長塩 一夫 住 北埼玉郡騎西町大字中種足七九五番地

埼玉県告示第四百九十五号

平成二十年埼玉県告示第六十二号で公示した公共測量(四級基準点測量及び出来形確認測量)は、平成二十一年三月十日終了した旨測量計画機関の長である栗橋・大利根土地区画整理一部事務組合管理者斉藤和夫から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百九十六号

平成二十年埼玉県告示第五百二号で公示した公共測量(二級、三級及び四級基準点測量)は、平成二十一年三月十九日終了した旨測量計画機関の長である上里町長関根孝道から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、

## 埼玉県告示第四百九十七号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、県土整備部河川砂防課及び埼玉県朝霞県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

## 一 河川の名称

荒川水系黒目川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十一年三月三十一日

三 廃川敷地等の位置

埼玉県朝霞市岡三丁目五三〇番五、同五三〇番一、同五三〇番二、同五三〇番一四、同五三三番三、同五三八番二

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

一五四・六三平方メートル

## 埼玉県告示第四百九十八号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、県土整備部河川砂防課及び埼玉県朝霞県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

## 一 河川の名称

荒川水系新河岸川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十一年三月三十一日

## 三 廃川敷地等の位置

埼玉県朝霞市田島二丁目二二番九、同二二番一〇、同二二番一一、同二二番一二

埼玉県志木市下宗岡一丁目六九九二番九、同六九九二番一七、同六九九二番一八

## 四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

四二〇・二五平方メートル

## 埼玉県告示第四百九十九号

平成十六年埼玉県告示第三百二十四号（経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等に関する告示）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

第二号中「県土整備部建設業課」を「県土整備部建設管理課」に改める。

第二号中「県土整備部建設業課」を「県土整備部建設管理課」に改める。

## 埼玉県告示第五百号

三郷市から草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する

三郷市から草加都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県告示第五百二号

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県開発登録簿閲覧規程(昭和四十五年埼玉県告示第六百九十九号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

閲覧所	所在地	閲覧に供する開発登録簿
埼玉県東松山県土整備事務所内	東松山市六軒町五番地一	入間郡(三芳町を除く)、比企郡及び秩父郡(東秩父村に限る。)の区域の開発行為に係るもの
埼玉県秩父県土整備	秩父市下影森千二の一番	秩父郡(東秩父村を除く。)

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
さいたま鳩ヶ谷線	川口市大字石神字東町裏一三二六番地先から同市石神字東町裏一三二七番地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	平成二十一年三月三十一日	平成十三年十二月十五日付け埼玉県告示第九百九十七号・平成十六年十月二十二日付け埼玉県告示第九百九十七号・埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十一号で区域変更した部分の一部供用開始である。延長三四・八〇メートル。

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成二十一年三月三十一日
- 埼玉県さいたま県土整備事務所長 新井 勲
- 一 道路の種類 県道
  - 二 路線名 吉場安行東京線
  - 三 道路の区域

事務所内	地	の区域の開発行為に係るもの
埼玉県熊谷建築安全センター内	熊谷市大字新堀五百番地	児玉郡及び大里郡の区域の開発行為に係るもの
埼玉県荒川左岸北部下水道事務所内	行田市大字長野九百五十二番地一	北埼玉郡の区域の開発行為に係るもの
埼玉県杉戸県土整備事務所内	北葛飾郡杉戸町大字杉戸四百三十二番地	南埼玉郡(白岡町を除く。)及び北葛飾郡(松伏町を除く。)の区域の開発行為に係るもの

附則  
この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 新井 勲

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	川口市大字安行字大元六一八番一地先から同市大字安行字大元六四四番一地先まで		一〇・二五 一七・九〇	八四・三〇	地方特定道路(交通安全)整備事業
旧	川口市大字安行字大元六一八番一地先から同市大字安行字大元六四四番一地先まで		七・五〇 一七・九〇		

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十一年三月三十一日  
埼玉県さいたま県土整備事務所長 新井 勲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
吉場安行東京線	川口市大字安行字大元六一八番一地先から同市大字安行字大元六四四番一地先まで	平成二十一年三月三十一日	延長八四・三〇メートル

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日  
埼玉県さいたま県土整備事務所長 新井 勲

一 道路の種類 県道  
二 路線名 越谷鳩ヶ谷線  
三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	川口市大字安行字大元六三二番一地先から同市大字安行字大元六八〇番四地先まで		一四・〇〇 二七・〇九	一五〇・〇〇	地方特定道路(交通安全)整備事業
旧	川口市大字安行字大元六三二番一地先から同市大字安行字大元六八〇番四地先まで		九・〇〇 一三三・四〇		

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 新井 勲

路線名	越谷鳩ヶ谷線	供用開始の区間	川口市大字安行字大元六三一番一地从り同市大字安行字大元六八〇番四地先まで	供用開始の期日	平成二十一年三月三十一日	備考	延長一五〇・〇〇メートル
-----	--------	---------	--------------------------------------	---------	--------------	----	--------------

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 吉田 耕三

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	朝霞市田島二丁目五二番一地从り同市田島二丁目一番一地从り先まで		八・二〇	二九五・〇〇	交通安全整備工事による
新			九・九〇	二〇・四〇	

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 吉田 耕三

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 ふじみ野朝霞線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			朝霞市大字浜崎字川袋一六〇番一地从り同市田島二丁目三番一地从りまで	八・二〇 一〇・〇八	一三七・〇〇	交通安全整備工事による
				一一・七〇 二四・〇〇		

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 吉田耕三

路	線	名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
朝霞	蕨	線	朝霞市田島二丁目五二番一地从り同市田島二丁目一番一地从りまで	平成二十一年三月三十一日	延長一九五・〇〇メートル

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 吉田耕三

路	線	名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
ふじみ野	朝霞	線	朝霞市大字浜崎字川袋一六〇番一地从り同市田島二丁目三番一地从りまで	平成二十一年三月三十一日	延長一三七・〇〇メートル



埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 吉田 耕三

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 保谷志木線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	志木市中宗岡一丁目一五〇三番一地先から同市中宗岡一丁目一五〇三番三地先まで		八・四五	二五・〇〇	道路改良工事による
新			一〇・五七	一一・六二	

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 吉田 耕三

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
保谷志木線	志木市中宗岡一丁目一五〇三番一地先から同市中宗岡一丁目一五〇三番三地先まで	平成二十一年三月三十一日	延長二五・〇〇メートル

埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎本 恵樹

吹上停車場線	鴻巣市吹上本町四丁目二三五四番一地先から同市吹上本町四丁目二二二九番三地先まで	平成二十一年三月三十一日	延長二一六・〇〇メートル	考
--------	---	--------------	--------------	---

埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎本 恵 樹

鴻巣桶川さいたま線	北本市北本二丁目一八番一地先から同市本宿二丁目八一番二地先まで	平成二十一年三月三十一日	延長五二〇・〇〇メートル	考
-----------	---------------------------------	--------------	--------------	---

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたまふじみ野所沢線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
新	ふじみ野市鶴ヶ舞二丁目三九番四地先から同市鶴ヶ舞二丁目五〇番三地先まで	九・三三 一四・〇九 一六・〇〇	一三九・〇一	交通安全対策事業
旧		一二・七七		

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備 考
旧A	飯能市大字下名栗字小沢名土一四九番四地先から同市大字下名栗字浅海戸三二九番四地先まで		四・五〇 二二・〇〇	二二〇九・〇〇		旧Aは飯能市に引き継ぐ。
新B	飯能市大字下名栗字小沢名土一七四番二地先から同市大字下名栗字浅海戸三二四二番一地先まで		一〇・五〇 四六・〇〇	二二二二・〇〇		

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備 考
旧	飯能市大字下畑字釜下七六九番二地先から同市大字下畑字釜下七六六番一地先まで		一三・〇〇 二九・七〇	一八〇・八〇		
新			一九・五〇 四六・四〇			

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
青梅飯能線	飯能市大字下畑字釜下七六九番二地先から同市大字下畑字釜下七六六番一地先まで	平成二十一年四月七日	
		延長一八〇・八〇メートル	

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告  
一 建築協定認可申請者の代表者の住所

及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市藤金八百一番地四十二

九十九番五十八他 四百三十一筆

南 三代司

二 建築協定区域

埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字後谷七百

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 四百七号

三 道路の区域

旧新別	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
旧 A	東松山市大字東平字清水九七四番地先から同市大字高坂字下谷田七三番六地先まで	七・五五 四七・一〇	七五六〇・五〇	旧 A の一部は東松山市道として引き継ぎ、残りの区間は県道行田東松山線、県道高坂上唐子線、県道石坂高坂停車場線、県道岩殿観音南戸守線として引き継ぎ管理する。
旧 B	東松山市大字東平字清水九七二番一地先から同市大字正代字折本一〇〇〇番一地先まで	一七・八三 六四・七〇	八九二六・八〇	
新 B				

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 行田東松山線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
東松山市沢口町一七番一地先から同市大字上野本字新田一二七七番一地先まで	七・九三 二五・二〇	三九八・二〇	現県道の終点を延長し、国道四百七号を引き継ぐ。

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高坂上唐子線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
東松山市大字高坂字式番町八八番一地先から同市大字高坂字荻番町七七五番一地先まで	九・八五 三二・七〇	五〇二・八〇	現県道の起点を延長し、国道四百七号を引き継ぐ。

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第十七号)第二十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

亀井清司

二 検査済証番号

平成二十一年三月二十四日

平成二十一年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長

一 許可番号

平成二十年十二月十九日

第二〇〇一三五号

号)第二十六条第三項の規定により、次

埼玉県東松山県土整備事務所長

第二〇〇〇九五〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字大塚字小峯六三二四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 一三、六二二一八、六二二一四 比企郡嵐山町むさし台一―三三―六

エルドラード嵐山Ⅱ一〇一号室  
 鳥越 恭子

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川 倫 正

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	大里郡寄居町大字富田字上六反田二五四三番三地先から同郡同町大字富田字下六反田二五〇三番一地先まで		一六・四四 三三三・四八	五八六・三〇	寄居町道整備に伴う道路施行協議による付加車線の設置である。
旧			一六・七五 三三三・四八		

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川 倫 正

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	大里郡寄居町大字富田字久保二七三八番一地先から同郡同町大字富田字田代後一八四六番一地先まで		九・八〇 一八・三〇	二九五・八〇	地方特定道路(交通安全)整備工事による。
旧			二二・八〇 三三三・一〇		

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川倫正

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
二百五十四号	大里郡寄居町大字富田字久保二七三八番一地从先から同郡同町 大字富田字田代後一八四六番一地从先まで	平成二十一年三月三十一日	延長二九五・八〇メートル。

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路  
環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川倫正

旧新別	区間	敷地の幅員 (メートル)長	備考
旧	大里郡寄居町大字末野字花園二〇七二番四地从先から同郡同町 大字末野字花園二〇七二番一地从先まで	一五・四〇 二六・五〇	寄居町道二七三七号線の認定に伴う道路区域の変更である。
新		一四・四〇 二三・〇〇	
		延 (メートル)長	
		六三・六〇	

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路  
環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川倫正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷寄居線
- 三 道路の区域



新	旧	旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
			大里郡寄居町大字赤浜字南側下町一七九番一地从り同郡同町大字赤浜字南側上町一〇五八番一地从り		九・五二 一〇・三二	六三八・五〇		地方特定道路(交通安全)整備工事による。	
					一〇・二〇 一一・〇〇				

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十一年三月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川倫正

路	線	名	供	用	開	始	の	区	間	供用開始の期日	備	考
熊谷	寄居	線	大里郡寄居町大字赤浜字南側下町一七九番一地从り同郡同町大字赤浜字南側上町一〇五八番一地从り							平成二十一年三月三十一日	延長六三八・五〇メートル。(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川倫正

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
			深谷市島山字馬場一八五三番三地从り同市島山字根岸二五四番一地从り		七・五〇 一一・八〇	八一四・四〇		地方特定道路(改築)整備工事による。	
					一一・〇〇 一七・〇二				

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川倫正

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	大里郡寄居町大字桜沢字上ノ原二八五三番一地先から同郡同町大字桜沢字南二九四三番一地先まで		一五・一〇、 一五・一三	一七七・三四	
新			一五・一〇、 二七・〇四		道路法第二十四条に基づく承認工事による右折帯設置である。

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川倫正

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
二百五十四号	大里郡寄居町大字桜沢字上ノ原二八五三番一地先から同郡同町大字桜沢字南二九四三番一地先まで	平成二十一年三月三十一日	延長一七七・三四メートル。(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川倫正

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
中瀬普濟寺線	深谷市血洗島字中南七六番五地先から同市血洗島字中南七三番一地先まで	平成二十一年三月三十一日	延長八三・〇〇メートル。(ただし、関係図面に表示する部に限る。)

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川倫正

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
本庄妻沼線	深谷市血洗島字中南九六番一地先から同市血洗島字中南一六番一地先まで	平成二十一年三月三十一日	延長二五七・六〇メートル。(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉一夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
葛飾吉川松伏線	吉川市中川台四〇番一地先から同市大字平沼字町西側一一三番一地先まで	平成二十一年三月三十一日	平成九年六月二十七日付け埼玉県告示第九百五十四号における道路区域の一部供用開始である。 延長 三三二・〇〇m

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成二十一年三月三十一日
- 埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫
- 一 道路の種類 県道
  - 二 路線名 吉場安行東京線
  - 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	草加市柳島町字助三郎八番地二地先から同市谷塚上町字大沼五六四番三地先まで		一〇・〇七	三三七・〇〇	地方特定道路(街路)整備工事
旧			一〇・九六		
新			二二・〇〇		
旧			二五・〇〇		

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成二十一年三月三十一日
- 埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫
- 一 道路の種類 県道
  - 二 路線名 川口草加線
  - 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新		草加市柳島町字道通八七五番二地先から同市谷塚上町字大沼五四二番二地先まで	八・一五	三七五・〇〇	地方特定道路(街路)整備工事
旧			一四・二〇		
新			二二・〇〇		
旧			二八・〇〇		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

- 環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
- 平成二十一年三月三十一日
- 埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一
- 一 道路の種類 県道

二 路線名 下早見菖蒲線  
三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
旧A	南埼玉郡菖蒲町大字三箇字早川二六七八番一地先から同郡同町大字菖蒲字寺田四九五三番八地先まで		一八・〇〇、 三八・〇〇	一二八六・九〇	
旧B	南埼玉郡菖蒲町大字三箇字沼新田二九〇八番三地先から同郡同町大字菖蒲字寺田三七二五番一地先まで		二五・〇〇、 四四・〇〇	一三二七・四〇	旧Aの一部については、四月一日付けで菖蒲町に引き継ぐ予定。
新B					

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成二十一年三月三十一日  
埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一
- 一 道路の種類 県道
  - 二 路線名 蓮田杉戸線
  - 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
旧A	蓮田市東一丁目四三四七番二地先から同市東三丁目八六六番一地先まで		五・五〇、 九・六〇	五二二・〇〇	
旧B	蓮田市東三丁目四三四五番二六地先から同市東三丁目八六六番一地先まで		一六・〇〇、 一八・二〇	五一五・〇〇	旧Aは平成二十一年四月一日付けで蓮田市に引き継ぐ予定。
新B					

埼玉県公安委員会告示第83号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イに規定する放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習(以下「講習」という。)を次の

とおり実施する。

平成21年3月31日

埼玉県公安委員会委員長 高梨 邦彦

- 1 講習の期日
- (1) 第1回 講習1日目 平成21年5月26日(火) 午前9時00分から午後5時50分までの間  
講習2日目 平成21年5月27日(水) 午前9時00分から午後5時50分までの間  
修了考查 平成21年6月3日(水) 午前9時30分から午後2時00分までの間
- (2) 第2回 講習1日目 平成21年6月18日(木) 午前9時00分から午後5時50分までの間  
講習2日目 平成21年6月19日(金) 午前9時00分から午後5時50分までの間  
修了考查 平成21年6月26日(金) 午前9時30分から午後2時00分までの間
- 2 講習の場所  
埼玉県北足立郡伊奈町大字小針内宿1600番地  
埼玉県県民活動総合センター  
セミナーホール
- 3 受講者予定数  
第1回120人、第2回150人(各回とも申込受付順)
- 4 講習の概要
- (1) 放置車両の確認等に関する技能及び知識について1日7時間の講習を2日間行う。
- (2) 修了考查は正誤式50問で、合格基準は正答率90パーセントである。
- (3) 講習の課程を修了(修了考查に合格)した者には、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。
- 5 申込方法  
次により、申込みの予約を行った後に本申込みを行うこと。
- (1) 申込みの予約  
ア 予約方法  
郵便往復はがきに必要事項を記載し、郵送すること。
- イ 受付期間  
平成21年4月1日(水)から4月7日(火)までの間(期間内消印有効)とする。  
ただし、受付期間中であっても定員数になり次第締め切るものとする。
- ウ あて先  
〒362-0011 埼玉県上尾市大字平塚1281番地5  
埼玉県警察本部交通部交通指導課 放置駐車対策センター
- エ 往信はがきの記載事項  
裏に講習名「駐車監視員資格者講習」、希望する講習の回(第1希望及び第2希望)、住所、氏名及び電話番号を記載すること。  
なお、第2希望がない場合は、第2希望の記載を要しない。
- オ 復信はがきの記載事項  
表に住所、郵便番号及び氏名を記載し、裏は記載しないこと。
- カ 通知  
予約が受け付けられた旨又は受け付けられなかった旨を復信はがきで通知する。なお、復信はがきは、平成21年4月14日(火)までに発送する。
- (2) 本申込み  
ア 受付期間  
平成21年4月20日(月)から4月30日(木)まで(4月25日(土)、4月26日(日)及び4月29日(水)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間(午後零時から午後1時までの間を除く。)
- イ 受付場所  
埼玉県内の各警察署交通課
- ウ 必要書類等  
原則として受講者本人が次の書類を持参し、提出すること。
- エ 予約受付の通知はがき
- (イ) 駐車監視員資格者講習受講申込書(埼玉県内の各警察署交通課及び埼玉県警察ホームページで配布)
- (ウ) 本申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0cm・横2.4cmの写真1枚(裏に氏名及び撮影年月日を記入したもので、カラー、白黒を問わない。)
- エ 受講手数料

- (7) 金額  
19,000円
- (4) 納入時期  
本申込みの時
- (5) 納入方法  
埼玉県証紙を駐車監視員資格者証関係手数料納付書に貼付して納入する。
- (5) 印鑑
- 6 注意事項  
駐車監視員資格者証の交付を受けるには、講習の課程を修了(修了考査に合格)

し、駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けた上で、駐車監視員資格者証の交付申請(手数料9,900円)が必要であるが、欠格事由(道路交通法第51条の13第1項第2号)に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。

なお、欠格事由については、道路交通法を確認するか駐車監視員資格者講習受講申込書の裏面を参照すること。

7 問い合わせ先  
埼玉県警察本部交通部交通指導課 放置駐車対策センター  
電話 048(772)5410(直通)

埼玉県選管告示第四十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次の政治団体から設立の届出があった。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成21年2月1日)2月28日受理分。記載順序は五十音順。  
その他の政治団体

(4) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
いながわ晴彦後援会	土橋 章次	稲川 智美	さいたま市西区高木三〇一	平成二十一年二月九日
遠藤勝三後援会	早水 賢	番場 篤	北葛飾郡栗橋町高柳一七三〇一三	平成二十一年二月十三日
関谷まなみ後援会	関谷真奈美	関谷 茂	入間市上藤沢二四七一一二	平成二十一年二月二十三日
地域未来研究会	三浦 和也	三浦奈都美	狭山市水野六六〇一三三	平成二十一年二月四日
藤木照治とまじつくりをすすめる会	藤木 照治	藤木 千夏	入間市仏子一一五七	平成二十一年二月六日
三郷市医師連盟	森野 一英	森野 一英	三郷市栄二一一八一	平成二十一年二月三日
横田じゅんいち後援会	忽滑谷周司	中沢 茂樹	入間市野田六七七	平成二十一年二月二日

埼玉県選管告示第四十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次の政治団体から異動の届出があった。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成21年2月1日)2月28日受理分。記載順序は五十音順。  
(一) 政党の支部



政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
新党日本埼玉県第一支部 自由民主党さいたま市電業支部 自由民主党宮代支部 自由民主党嵐山支部 日本共産党埼玉県委員会 (二) その他の政治団体	会計責任者 会計責任者 会計責任者 会計責任者 会計責任者 異動事項	須山卓知 川合昭 庄司博光 藤野幹男 並木武雄	山中常弘 郡司欣則 中野誠 村田広宣 関口洋次	平成二十一年二月二十五日 平成二十一年二月二十七日 平成二十一年二月二十五日 平成二十一年二月二十七日 平成二十一年二月十六日
政治団体の名称 生き活きネットワーク鶴ヶ島	異動事項 会計責任者 主たる事務所の所在地	新 高橋清美	旧 山本公子	届出年月日 平成二十一年二月十二日
池田よしあき後援会 伊利仁後援会 岡さんを後押しする会 岡しげお後援会	会計責任者 主たる事務所の所在地 代表者 代表者 代表者	池田正一 坂戸市竹之内二〇一 武藤達也 中島勝利 武藤達也	池田泉 坂戸市日の出町一〇一 中島勝利 本澤晴美 岡郁子	平成二十一年二月四日 平成二十一年二月四日 平成二十一年二月九日 平成二十一年二月九日 同
北足立郡市医師連盟 元気で住みよい加須市をつくる会 幸友会田島照幸後援会 小島敏男後援会 コミネフミオ好縁会 しぶや実後援会 市民と協働のまちづくり推進会議 新世代政経懇話会 新藤義孝後援会	会計責任者 代表者 会計責任者 主たる事務所の所在地 名称 会計責任者 主たる事務所の所在地 会計責任者 国会議員関係政治団体の区分 公職の候補者の氏名 公職の種類 代表者 会計責任者	内田治 大島敏夫 堀江健二郎 上尾市西門前二七一 小島正泰 コミネフミオ好縁会 高橋輝 坂戸市竹之内二〇一 笠原誠二 国会議員関係政治団体以外の政治団体	豊田晶雄 岩田恒巳 杉本善一 上尾市上六一―二 斉藤弘昭 コミネフミオ後援会 山崎正治 坂戸市日の出町一〇―四 小林稔 法第十九条の七第一項第二号に係る 国会議員関係政治団体 新藤義孝 衆議院議員 山田加蔵 関口徹也	平成二十一年二月六日 平成二十一年二月二十五日 同 平成二十一年二月二十六日 平成二十一年二月九日 平成二十一年二月十二日 平成二十一年二月五日 平成二十一年二月四日 平成二十一年二月九日 平成二十一年二月三日 同 同 同 平成二十一年二月十日 同
新農政研究会	代表者 会計責任者	山崎幸夫 山下部一義	関口徹也	同 同 同

仁政会	主たる事務所の所在地	坂戸市竹之内二〇一	坂戸市日の出町一〇一四	平成二十一年二月	四日
「好きです！和光」の会	会計責任者	笠井 登	柴原義一	平成二十一年二月	二日
鈴木みつお後援会	代表者	寺沢賢一	鈴木太一	平成二十一年二月	二十四日
そえのふみ子後援会	代表者	斎藤 寿美子	川久保 邦彦	平成二十一年二月	十三日
高田やすお後援会	代表者	上遠野 耕一	岡部 明治	平成二十一年二月	五日
「チーム白川」	名称	「チーム白川」	白川秀嗣を支える市民の会	平成二十一年二月	五日
	代表者	伊藤 幹夫	白川 秀嗣	同	右
	会計責任者	浅子 勝美	渡邊 初江	同	右
	主たる事務所の所在地	越谷市大里三六一一	越谷市下間久里四七七一一二	同	右
地方主権の会	名称	地方主権の会	変える！クラブ	平成二十一年二月	二十日
	代表者	神作 英司	竹元 林蔵	同	右
南明会	会計責任者	池田 正一	池田 泉	平成二十一年二月	四日
21世紀政治経済研究会	主たる事務所の所在地	戸田市氷川町一―一四―一七	戸田市氷川町一―一四―一八	平成二十一年二月	六日
入西会	主たる事務所の所在地	坂戸市竹之内二〇一	坂戸市日の出町一〇一四	平成二十一年二月	四日
日本を考えるMC埼玉会	会計責任者	田 中国 輝	金澤 清一	平成二十一年二月	十三日
ネットワーーク三芳	代表者	上田 千津子	遠藤 雅子	平成二十一年二月	四日
	会計責任者	高木 たみ子	井谷 伸枝	同	右
細田徳治後援会	主たる事務所の所在地	戸田市氷川町一―一四―一七	戸田市氷川町一―一四―一八	平成二十一年二月	六日
堀江よしはる後援会	主たる事務所の所在地	入間郡毛呂山町岩井西二―一七―一〇	入間郡毛呂山町岩井二三二九	平成二十一年二月	二十七日
まちづくり研究会	主たる事務所の所在地	入間郡毛呂山町岩井西二―一七―一〇	入間郡毛呂山町岩井二三二九	平成二十一年二月	二十七日
三浦和也後援会	名称	三浦和也後援会	三浦和也サポーター倶楽部	平成二十一年二月	四日
宮川まさゆき後援会	主たる事務所の所在地	越谷市袋山一五九八―六一	越谷市北越谷二―一―一三	平成二十一年二月	十三日
みやざき弘子後援会	会計責任者	高橋 清美	山本 公子	平成二十一年二月	十二日
本木茂人間地区後援会	代表者	大館 二郎	田口 義保	平成二十一年二月	二十三日
	主たる事務所の所在地	狭山市水野七六四―三〇	狭山市北入曾一三三二二	同	右

埼玉県選管告示第四十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、

別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が

あったので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

別記一(平成21年2月1日～2月28日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

政治団体	名称
内田全一	後援会
おくだ実	後援会
でんのう	泰治後援会
藤田昇	後援会
わたなべ	次郎後援会

別記二(平成21年2月1日～2月28日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

政治団体	名称
遠藤勝三	後援会
中村公一	サポータークラブ

別記三

政治団体の名称 内田全一後援会

報告年月日 平成21年2月5日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額	2,620,022円
(1) 収入総額	2,620,022円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	2,620,022円
(2) 支出総額	2,620,022円
2 収入・支出の内訳	
(1) 支出の内訳	
ア 経常経費	865,000円
イ 人件費	235,560円
ロ 光熱水費	227,751円
ハ 備品・消耗品費	392,361円
ニ 事務所費	899,350円
ホ 政治活動費	
ヘ 組織活動費	

解散年月日

平成二十一年	二月	十一日	平成二十一年	二月	十三日
平成二十一年	二月	十日	平成二十一年	二月	十三日
平成二十一年	二月	二十四日	平成二十一年	二月	二十四日
平成二十一年	二月	二十日	平成二十一年	二月	二十五日
平成二十一年	二月	二十五日	平成二十一年	二月	二十五日

解散年月日

平成二十一年	二月	十三日	平成二十一年	二月	十三日
平成二十一年	一月	二十日	平成二十一年	二月	十二日

合計

2,620,022円

報告年月日 平成21年2月13日  
(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 おくだ実後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 奥田実

資金管理団体の届出に係る公職の種類 戸田市議会議員

報告年月日 平成21年1月6日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額	54,031円
(1) 収入総額	19,267円
ア 前年繰越額	34,764円
イ 本年収入額	





(1) 収入の内訳		(1) 収入の内訳	
ア	寄附	ア	寄附
イ	政治団体からの寄附	イ	政治団体からの寄附
合計	30,000円	合計	30,000円
〔寄附の内訳〕		〔寄附の内訳〕	
ア 政治団体からの寄附		ア 政治団体からの寄附	
(寄附者の名称)	(金額) (主たる事務所の所在地)	(寄附者の名称)	(金額) (主たる事務所の所在地)
その他の寄附	30,000円	その他の寄附	30,000円
(平成20年分)		(平成21年分)	
1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	196,529円	(1) 収入総額	196,529円
ア 前年繰越額	166,529円	ア 前年繰越額	166,529円
イ 本年収入額	30,000円	イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円
2 収入・支出の内訳			

埼玉県選管告示第四十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。  
(平成21年2月1日～2月28日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
関谷 真奈美	入間市議会議員	関谷まなみ後援会	入間市上藤沢二四七―一二	平成二十一年二月二十三日
三浦 和也	狭山市議会議員	地域未来研究会	狭山市水野六六〇―二三	平成二十一年二月四日

埼玉県選管告示第四十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲



(平成21年2月1日～2月28日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項
伊利 仁	坂戸市長	仁政会	主たる事務所の所在地
細田 徳治	埼玉県議会議員	21世紀政治経済研究会	主たる事務所の所在地
堀江 快治	毛呂山町議会議員	まちづくり研究会	主たる事務所の所在地

新

旧

坂戸市竹之内二〇一	坂戸市日の出町一〇一四	平成二十一年二月四日
戸田市氷川町一四一七	戸田市氷川町一四一八	平成二十一年二月六日
入間郡毛呂山町岩井西一七一〇	入間郡毛呂山町岩井三三九	平成二十一年二月二十七日

埼玉県選管告示第五十号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、

次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

(平成21年2月1日～2月28日受理分。記載順序は五十音順。)

届出者の氏名(代表者の氏名)

公職の種類

資金管理団体の名称

指定取消年月日

届出年月日

奥田 実	戸田市議会議員	おくだ実後援会	平成二十一年二月十日	平成二十一年二月十三日
中村 公一	飯能市議会議員	中村公一サポータークラブ	平成二十一年一月二十日	平成二十一年二月十二日
三浦 和也	狭山市議会議員	三浦和也サポーター倶楽部	平成二十一年一月三十一日	平成二十一年二月四日
渡辺 次郎	白岡町議会議員	わたなべ次郎後援会	平成二十一年二月二十五日	平成二十一年二月二十五日

正誤

埼玉県公安委員会規則第二号(平成二十一年三月十七日第二千六百四十四号) 中訂正

正

ページ 四行 誤

高	洲	交	番
戸	ヶ	崎	交
三	郷	駅	前
み	さと	と	地
			交
			番

高	州	交	番
戸	ヶ	崎	交
三	郷	駅	前
み	さと	と	地
			交
			番

五  
誌

新	三	郷	駅	前	交	番
高				洲	交	番
戸		ヶ		崎	交	番
三		郷	駅	前	交	番

正

新	三	郷	駅	前	交	番
高				州	交	番
戸		ヶ		崎	交	番
三		郷	駅	前	交	番

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む。)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)